

四)に奉行へ提出した出持でもちの許可願は、札配りに関係する興味ある文書である。また表の油屋職は松宮家の先祖孫四郎で、油紋職二戸はこの店で働く職人の家と思われる。

さて油関係文書の一つは文久三年(一八六三)九月の「油紋あぶらごり掟おきてと名前帳」である。これは油業の鑑札を受領するにあたっての請書と見られ、掟を遵守する旨と愛知・犬上・坂田の同業者の名を連ねている。他の

一つは彦根藩取締方から業者への種子の買占めや思わく買ひ禁止の通達書で、共に江戸時代の油業の状況を知らうえの貴重な資料となる。

「仕方集金台帳」は仮称で標記はない。これには藩内の富裕商人や村々の有力者の名と高額の寄附金が記されている。嘉永四年(一八五二)ごろからの日付が見られ、幕末、彦根藩入費多用の折柄、御用金集めの台帳と思われるが不詳である。

一 二 松宮正宜家文書目録

整理 番号	文書 番号	史料名(内容)	形態 数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人
3	1	辰年御上使御用銀年賦御返済帳	横一	宝暦二・一〇 一七六二	庄屋善兵衛	
2	2	琉球人参向人馬高掛割帳	横一	文化五・七 一八〇八	多賀村庄屋九郎 右衛門	
3	3	朝鮮人来聘諸入用御用金高割	横一	文政六・一〇 一八二三	庄屋所平	

11	6	年月生取調帳(多賀村戸籍下調帳)	横一	明治四	多賀村	
10	8	戸籍簿(多賀村)	縦一	明治四 一八七二	(多賀村)	
9	7	近江国犬上郡多賀村戸籍下	縦一	明治二 一八六九	(多賀村)	
8	11	(油紋り掟と名前帳)	縦一	文久三・九 一八六三		
7	9	(仕方集金台帳)	縦一	嘉永四・五 一八五一	(彦根藩)	
6	5	多賀大社御祭礼役割帳	横一	天保一・四・二二 一八四〇	庄屋林右衛門	
5	10	御掟書(通達書)	状一	天保四・五 一八三三		犬上郡多賀村 孫四郎
4	4	朝鮮人来聘諸入用	横一			

3 四手共有ならびに教円寺
文書

四手村は多賀の東方にあって、三方を山に囲まれ、西の一方のみ耕地が拓けている。地味は薄いが水利が至ってよく、米穀が豊かにみゆる処である（『滋賀県物産誌』）。

江戸期は彦根藩領で、村高は四〇九石九斗七升（延享二年一七四五）で元禄八年（一六九五）の人口は二六四人であった（『井伊家文書』）。

明治一二年（一八七九）ごろの人口は二三二人、戸数は五五戸、田地は二七町六反四畝六歩、畑地は一町一反七畝歩、山地は二六七町三反五畝となっている。したがって山地の多い農山村で、農業の傍ら、樵を業とし学認作りをしていた（『滋賀県物産誌』）。

寛政四年（一七九二）に出された『淡海木間覆』に

四手には産物として石材があり、多賀神社造営の際、この石を専ら用いたと記されている。当地には確とした記録はないようであるが、明治初年、甲良町横間屋照寺の鐘堂築造に四手村より花崗岩購入の文書がある。現在はその石切場は深い草木におおわれている。

明治一八年（一八八五）当村は多賀村外四ヶ村連合戸長役場を設置し、同二年（一八八九）多賀村の大字となる。昭和一六年（一九四一）には多賀町となり、同三〇年から現行の多賀町の大字となった。

当文書は共有のものと教円寺所蔵の文書である。共有文書の大部分を占めているのは山論の文書である。江戸時代は草茨を春先に田にすき込み、田地の肥料としたが、その草茨を得ることは大変な仕事であった。その草刈場をめぐる争いが安永三年（一七七四）、同五年（一七七六）ごろの文書に残されている。

明治の宗教界の大変革の一つは各村にある道場の寺院への昇格であった。それは中山の寺からの独立であ

り、寺院の封建体制の崩壊となった。この寺号公称に至る教円寺の一連文書はその経過を知る典型的なものである。

当文書の中の庄巻は何と言っても「村中掟書」である。村人の村の仕事へのさまざまな取り組みを平易に合理的に具体的に示している。この区の村づくりの基本に触れるようであり、それによって現在見るよくまとまった村のカラーが培われてきたのであろう。その内容については本書の三編に載せられている。

最後に貴重品を紹介しよう。それは「近江国四手村地引図」である。これは明治六年（一八七三）九月に作成された彩色地図で、二四〇尋四方の大地図で、地租改正に伴い山野の実測をもとに作り上げられた詳細地図である。この地図は作成以来であるか、封印されて保存されていたものである。

今日四手地区は工業団地造成のため、太古以来の大変容である。山河改まった現在において、当地図は貴重な資料であろう。

二 四手共有ならびに教円寺文書目録

整理文書 番号 番号	史料名(内容)	形態数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人
1	覚(溜池用普請用材私下げ)	状一	宝永七・三・二四 一七一〇	四手村庄屋太右 衛門ほか七名	松本織右衛門
2	字付奥書(多賀庄八ヶ村の参会 山について)	状一	安永三・七・八 一七七四	多賀村八ヶ村名 印	

19	18	17	16	15	14	13	12	11
3	26	6	23	16	18	24	14	19
御普請所書上	命願 以書付奉願上候(八幡宮神職任)	人別送り手形之事	坂組名寄(年貢米寄せ)	御普請帳	村中掟書	御免印鑑(免許証)	台所再興仕法書勘定控 (頼母子講)	多賀おどり(あまこいおどり)
竪一	状一	状一	竪一	横一	竪一	竪一	竪一	横一
明治五・五 一八七二	明治四・一〇・一四 一八七一	明治三・二 一八七〇	江戸期	慶応二・三	慶応二・一 一八六六	文久三・一〇 一八六三	安政二・八・吉日 一八五五	天保三・九 一八三二
大上郡四手村庄 屋宮野仁平ほか 一名	四手村庄屋森野 儀平ほか一名	大上郡落合村庄 屋弥左衛門ほか 一名	割頭 久右衛門	庄屋九兵衛ほか 一名	喜右衛門ほか四 名	彦根座頭仲間	仕法立仁兵衛惣 平次	大上郡四手村植 野姓
犬上県御庁	彦根県御庁	同郡四手村役人 衆中						

10	9	8	7	6	5	4	3	整理 番号 文書 番号
25	8	29	22	21	11	4	28	
草刈りに付争論) 下書き	乍恐以書付奉申上候(保月村と (草刈り通行妨害について)	(山論 断片)	乍恐以書付ヲ以御届奉申上候 (山論)	乍恐以書付御届奉申上候(押取 された鎌・刈草などの受取届)	乍恐書付ヲ以御届奉申上候 (山論)	乍恐以書付奉申上候 下書案文 (保月領内多賀荘立会山堀届)	乍恐以書付奉申上候(当村には 四手村の草刈場がないこと)	史料名(内容)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	形態数量
西 五月九日	一・二五	安永五・五・二	安永五・四・二五	安永五・四・一九 一七七六	安永五・四・一九 一七七六	午 七月九日 (安永三年)	安永三・六・一六 一七七四	年 代
四手村庄屋半左 衛門ほか二名	(四手村庄屋)	保月村庄屋庄助 ほか二名	四手村庄屋政次 ほか一名	四手村庄屋政次 ほか二名	四手村庄屋政次 ほか二名	(四手村)	保月村庄屋喜助 ほか二名	差出(作成)人
奉行	(奉行)	奉行	奉行	奉行	奉行	(奉行)	代官馬場久助	請取人

36	35	34	33	32	31	30	29	28
15	16	(8)	(1)	(3)	(6)	10	11	17
教門寺寺院明細書	寺号通称願書(別添本願寺大谷光尊副願書並に境内図面)	寺号通書願書(奥印願)	寺号通称ニ付副願御願書	御印書(絹袈裟免許)	御届書(当山住職履歴)	檀家換届書	調印御願書(法蔵寺が離脱を認めるよう県へ依頼)	(道場所有田畑の面積と分米の報告)寺号通称願の資料
縦一	状二	状一	状一	状一	状一	状一	状一	縦一
明治三二ごろ 一八九八	明治九・五・三〇	明治九・五・二三	明治九・五・二七	明治九・二・二四 一八七六	明治八・九・一八	明治八・九・一八	明治八・九・一八	明治初
教門寺	住僧小林悠静ほか 惣代奥印区長ほか	道場主小林悠静 ほか檀家惣代二名	四手村道場(教門寺)小林悠静	(木山西本願寺)	教門寺住職 小林悠静	法蔵寺教門寺の 住職と檀家惣代	四手村檀家惣代 植野喜平ほか一名	道場(教門寺) 悠静
	滋賀県権令 田安定	犬上教務所内事 務取籍月番	本山執綱日野澤 俠代理島地黙雷	(教門寺住職)	同右	滋賀県権令 田安定	滋賀県権令 田安定	

27	26	25	24	23	22	21	20	整理 番号 文書 番号
27	5	(7)	13	10	30	12	20	
(社会返済金)	出頭命令書	教導職試補拜命御届書	(明治六年年貢皆済目録)	明治六年免定(年貢割付状)	近江国四手村地引全図	壬申年貢皆済目録 (明治五年年貢皆済証)	明治五年免定	史料名(内容)
縦一	状一	状一	状一	状一	図一	状一	状一	形態数量
明治八・五	明治八・二・二三 一八七五	明治七・九・二四	明治七・五 一八七四	明治六・一〇	明治六・九	明治六・五	明治六・三 一八七三	年代
社会方	滋賀県庶務課	教門寺小林悠静	同右	滋賀県参事 籠手田安定	四手村戸長森野 儀平ほか	滋賀県令松田道 之代籠手田安定	滋賀県権参事 籠手田安定	差出(作成)人
第一五区四手村	植野喜美弥	滋賀県令 松田道之	同右	犬上郡四手村		犬上郡四手村	犬上郡四手村	請求人

4 八重練共有文書

八重練村は多賀の東方鈴鹿山麓にあって、土地に高低が多く、山田が多いが、地味はよく水利は便利で、百穀よく実る。しかし猪・鹿の被害があると記されている（『滋賀県物産誌』）。

江戸時代は彦根藩領で村高は三一三石五斗五升、元禄八年（一六九五）の人口二〇八人（井伊家文書）であった。村の明治一二年（一八七九）ごろの人口は二〇九人、戸数五一戸あって職業は全戸農業で、米産三〇七石、良質の石灰二、〇〇〇俵、麻総八〇〇、板五〇〇坪、松茸五〇貫を産した。田地一八町九反余、畑地は九反九畝、山地は六四町九反余となっている（『滋賀県物産誌』）。当村の共有文書は主として江戸時代、幕府や藩の布達した触書と古利高松寺の記録である。

1 天保一三年（一八四二）の「御改革御触面諸事儉約

帳」と「御触面改革之享」は天保一二年（一八四一）、幕府の老中水野忠邦によって行われた政治改革に、儉約、風俗肅正を断行して農村への人返しや株仲間解散、物価値下げなどを行い上知令を免するなどした天保改革時の文書である。本文書はこの改革の趣意書とこれに対する農民、村中四人連署の請書で、天保の改革令を村落の下部にまで徹底を図った証拠であろう。

2 文書4「諸願書控」は弘化二年（一八四五）から文久元年（一八六一）までの諸記録である。そのうち、弘化二年（一八四五）一月二十九日の記録は延期になったが、当村宮山で鷹狩り行事の準備に要した三五〇人の人足賃やその他の諸経費の援助を奉行所へ願いだした文書である。これによって鷹狩り場やその仕様と経費の大略が分かり、興味ある資料である。

3 高松寺再建寄進帳に関する帳簿が三冊ある。これは弘化四年（一八四七）五月五日夜、当高松寺の本堂・庫裏・方丈などが全焼、その再建のための寄進帳であ

る。近村はもちろん、愛知・犬上・坂田の各村に多額の喜捨を求めた帳簿で、木村にとっては一大災害の処理にあたった苦勞の記録である。

4 嘉永六年（一八五三）の「御触書留記」には、「当丑年の御伝馬金、人足雇金并ニ諸入用を鳥居本宿問屋に二六日中に納付する事」と通告しているのが、当村はその助郷であったことが分かる。

5 嘉永七年（一八五四）四月には「江戸内海羽田大森御警衛御免被_レ為_レ蒙、京都御守護被_レ遊候」と藩の役替わりをふれたものである。

6 風俗取り締まりについての触書に対して、これを遵守することを誓約した村人四四人が連署し、提出した請書である。

7 安政三年（一八五六）の御触書留帳には次の項がある。

- 郷夫の割り当てと代官の異動について。
- 植付時期につき「作高書付」の提出通知。

- 宗門改め行事の簡素化について。
- 職業調査（余業）と余業願について。
- 調達金と新貨引換について。
- 多賀大社雨乞宮籠りと北野寺の降雨祈禱。
- 御乳持女中お抱につき望の者は申出の事。
- 郷中御巡在、領境へ人足指出しの事。
- 米の調整と團米の取りかえについて。

8 安政六年（一八五九）の「御触書留記」は八月から万延元年（一八六〇）九月までの記録で記載項目が多い。

- 御用米糶米御入用ニ付松原御蔵納めの事九月三日 式拾三俵八重練村。
- 外国人に接した場合の心得。
- 一〇月七日御巡見御ふれ。
- 末年（安政六年一八五九）御用米詰割りについて百四拾四俵当村納の事。
- 街道筋松植について、五本一〇月二二日。
- 鑑札所持者冥加金納入の事。

- 胡乱者は揃め捕り吟味の事。
- 街道入足八人小野行、伏見姫宮様高宮泊。
- 御通行につき助郷一五人二四日鳥居本宿へ。
- 宗門御改め三月二日飯米九人分支度の事。
- 於江戸表に不容易御心配之筋到来に付、小前末々ニ込万端相慎み火氣用心第一に可心得候。
- 三月二〇日助郷一八人、鳥居本宿夕寄せ。
- 御手当軍夫指出しの事、脇指・ももひき・きやはん・みの・笠・鎌を支度し置く事。
- 江戸表から御飛脚到着、愛鷹様御儀御嫡子御届書指上候処、首尾よく請取相成候。
- 安政七年(一八六〇)三月三日享として、水戸浪人有村治右衛門死、佐野弁之助他七人は深疵。
- 閏三月七日万延元年江戸表から飛脚、

「殿様の症痛のところは次第によくなっているが、何分持病の御症積に御指引があつて、病状がたかぶつたり、引付けが強くなつたりして、薬も食事も進まず、手足も冷たくなり、次第に虚脱状態が増し、いつ急変するか知れない容態である」と病状報告。

○ 江戸表より飛脚、唯今到着として、

「殿様御病氣の御養生も相叶わず、先月晦日卯刻に逝去を申来り言語に絶し奉候」

四月七日中之刻ニ拜見仕候と死を伝えている。桜田事件の飛脚の報告は大老の死を病死として処理しようとした江戸屋敷役人の衷情が察せられる。

7 「高松寺関係書類綴」は明治二年(一八六九)一月、神仏分離によつて、多賀観音院から経文と仏像を譲り受けた記録である。一つは法華経一卷を冥加金貳分で申し受けた文書である。他の一つは大日如来像一軀を観音院が元の寺になったとき、返却を条件として冥加金一両で譲り受けた証文である。

四 八重練共有文書目録

整理文書番号	史料名(内容)	形態数量	年	代	差出(作成)人	請取人
1	御改革御触面諸事儉約帳	縦一	天保一三・五	一八四二	村中	
2	御触面改革之写	縦一	天保一三・八		八重練村庄屋 文平ほか一名	
3	日光山御社參御触書之控	縦一	天保一四・一	一八四三	庄屋 文平	
4	諸願書控	縦一	弘化二・六	一八四五	八重練村庄屋 文平ほか一名	
5	切死丹御改ニ付指上申寺請手形之事	縦一				
6	高松寺再建寄進帳	縦一	弘化四・九	一八四七	八重練村常景山 高松寺役者	
7	高松寺再建寄進帳続	縦一	弘化四・九		同 右	
8	奉加御寄進帳(高松寺)	縦一	嘉永三・一二	一八五〇	八重練村高松寺 門徒義平	

整理 番号	文書 番号	史料名(内容)	形態 数量	年	代	差出(作成)人	請取人
9	8	御触書留記	堅一	嘉永六・八	一八五三	八重綾村庄屋 儀平	
10	9	御触書留帳	堅一	安政三・一	一八五六	同右	
11	10	御触面留帳	堅一	安政六・八・二一	一八五九	同右	
12	11	高松寺関係書類綴	堅一	明治一	一八六八	(高松寺住職)	
13	12	阿蘭膏外科法	堅一	安永三・七	一七七四	得竜(玄甫)	
14	13	番方講沿革調書	堅一	大正二・一〇・一五	一九一三	江州中郡 番方講	

5 上田柳松家文書(桃原)

桃原は戦国時代から見える地名で、古くから杉・保月を経て美濃に通ずる要衝であった。

集落の南に阿弥陀峯の城跡がある。これは中世美濃の土岐氏の内紛に関与して、近江佐々木家と京極家の両家が争い京極家の大膳太夫の拠った城である。

往古から北畑一七ヶ村の中心地であった桃原は江戸時代は彦根藩領で、村高は一六七石五斗余を課せられた高地にある集落である。

元禄八年(一六九五)の人口は三六六人で、田地は九反余と少なく、畑地は一七町二反余、山地は八一町六反余などで、特産物は牛蒡は四、〇〇〇貫、麻あは三、〇〇〇貫、杉板五〇〇坪を産した(『滋賀県物産誌』)。

明治一八年(一八八五)桃原村外七カ村の連合戸長役場が桃原に設置され、同二三年には桃原は芹谷村の大

字となり、昭和一六年(一九四一)に、芹谷村は多賀町と合併した。

ここに収集の文書は近世のものは少なく、明治初年から二三年(一八九〇)ごろまでの文書が、ほとんどである。明治一八年(一八八五)から桃原村外七カ村の連合戸長役場が桃原にあった関係で、桃原村のほかその連合村管内の村々の文書も多い。

明治の初期は諸制度の改革が頻繁に行われたが、その基礎となる法令や布達書類が多く残されている。

地租改正に関するものや貢租に関するものも多い。物成り下ヶ札は安永四年(一七七五)から明治四年(一八七二)までの間の八通が残っている。

安永四年(一七七五)の物成り下ヶ札は村高一六七石三斗三升に対して年貢率は三ツ七分五厘で六二石八斗式升四合、これに草刈場の年貢四斗と指口米を加えさらに高掛り物たかかけりものを加えて、都合七拾七石式斗九升九合が納付の総額であった。

明治初年発刊の「琵琶湖新聞」を五部蔵しているが、編集や記事を現在の新聞と比べると、その編集や内容は興味深いものである。

「靈仙山草刈場火入願」や「威銃免許願」「鐵錐御

免鑑御願書」などは山村の実態を知るうえの参考となる。

以上は明治初年、上田家の先祖が戸長や区長を勤めていたところを中心とした文書である。

五 上田柳松家文書目録(桃原)

整理番号	文書番号	史料名(内容)	形態	数量	年	代	差出(作成)人	請取人
1	2	未之年御物成極之事	状	一	安永四・一〇	一七七五	代官馬場久助	桃原村庄屋横目 惣百姓中
2	30	証状(寄附金領収書)	状	一	嘉永二・一〇	一八四九	善光寺宿坊宝勝院	桃原村御同行衆 中
3	46	御救被下ニ付取調書上帳 (嘉永五年—明治五年御救米)	横	一	嘉永五	一八五二	犬上郡桃原村	
4	2-(1)	覚(文久三年物成り下ケ札)	状	一	文久三・一〇	一八六三	代官渡弥次左・西平太ほか二名	桃原村庄屋横目 惣百姓中
5	2-(2)	覚(元治元年物成り下ケ札)	状	一	元治一・一〇	一八六四	代官渡弥次左 西平太	同右

6	2-(3)	覚(慶応元年物成り下ケ札)	状	一	慶応一・一〇	一八六五	代官渡弥次左 大島彦右	桃原村庄屋横目 惣百姓中
7	2(4)	覚(慶応二年物成り下ケ札)	状	一	慶応二・一〇	一八六六	代官岡丹・高吉 五・大島彦右	桃原村庄屋横目 惣百姓
8	2(5)	覚(明治元年物成り下ケ札)	状	一	明治一・一〇	一八六八	代官渡十右・桜 彦太・山三郎	同右
9	45	戸籍編成法と戸籍	縦	一	明治二	一八六九	彦根藩	桃原村
10	2(6)	覚(明治三年物成り下ケ札)	状	一	明治三・一〇	一八七〇	彦根藩租税掛	桃原村庄屋横目 惣百姓中
11	3	興路津尾保惠帳	横	一	明治四・七	一八七一		
12	2(7)	覚(明治四年物成り下ケ札)	状	一	明治四・一〇		彦根県租税掛	
13	19	改等級(地目別反敵歩と地価— 屏風村)	縦	一	明治五	一八七二	犬上郡第一六区 屏風村	
14	54	布令書(郷社取調と高札取除に ついて)	縦	二	明治六・二	一八七三	滋賀県令松田道 之代柳原豊	管内各町村

31	30	29	28	27	26	25	24	23
14	50	11	47	20	23	35	24	55
書(徴兵該当者の異動調査)	国民軍入出死没御取調ニ付御届	布達二五六号(大小麦栽培奨励)	獣獣御免鑑御願書	(地租納金書)	(地租納入書)	正副戸長給額御伺	証(検見雇人足割賦金)	井戸神社取調
堅一	状一	堅一	堅一	堅一	状一	状一	堅一	状一
明治八・一二・五	明治八・一〇・九	明治八・五・二	明治八・四・三〇	明治八・二・一〇 一八七五	明治七・一二	明治七・一二・二七	明治七・一二・二八	明治七・一一・二八
甲頭倉村戸長 上田弥惣次	滋賀県令 籠手田安定	川内村 藤本伊左衛門	犬上郡第一六区 桃原村ほか一 村	桃原村外七カ村	犬上郡第一六区 河内村上田柳助	滋賀県令代参事 籠手田安定	向之倉村戸長上 田儀平ほか一名	滋賀県令 松田道之
区长上田伊平	県内各郡区长戸 長	同右	同右	滋賀県参事 籠手田安定		犬上第一六区长 副区长	滋賀県令 松田道之	県下各町村

22	21	20	19	18	17	16	15	整理 番号 番号 文書 番号
32	44	65	73	9	7	29	4(2)	
(徴兵年令相当者報告の件)	布達書第七五八号地租改正	貢米石代相場箇所御願書(高宮 相場平均取立)	見取租収義ニ付御願書 (不得心に付年貢前年通り)	合村ニ付現地反別取調書	琵琶湖新聞第一五号他五部	人員戸数)	(落合村の概況)	史料名(内容)
状二	状一	堅一	堅一	堅一	綴一	堅一	堅一	形態数量
明治七・九・二 一八七四	明治六	同右	明治六・一〇・二	明治六・九・二	明治六・八	明治六・八	明治六・八・二八 一八七三	年代
屏風村戸長 大 久保四郎左衛門	滋賀県令 松田道之	同右	犬上郡一六副区 長前田彦四郎	犬上郡落合村 今畑村 入谷村	大津船頭町 琵琶湖新聞会社	今畑村戸長 庵野久	犬上郡落合村戸 長藤井孫太郎	差出(作成)人
県令 松田道之	桃原村	同右	滋賀県令 松田道之			長		請求人

48	47	46	45	44	43	42	41	40
8(6)	8(5)	8(4)	13	5	8(2)	8(1)	8(3)	15
靈仙山草刈場火入御願	改名御願書	敷願書(石垣補修)	郡役所上中何届書編(諸報告届書類)	以書付御届申上候(火災届)	開墾願出(井戸山山地)	分家御願	地目変換地備御検定願	郷調査書
状一	状一	状一	堅一	状一	状一	状一	状一	堅一
明治一九・四・二四	明治一九・三・四	明治一九・一・一二 一八八六	明治一九・一 一八八六	明治一八・八・二八	明治一八・六・二〇	明治一八・三 一八八五	明治一七・一〇・二一 一八八四	明治六・一二・二三
藤井喜三郎	靈仙村宮下孫平 越知伊曾丸	光遍寺住職	桃原村上田伊平 戸長役場	甲頭倉村戸長 上田弥五作	桃原村地主 德井孫四郎	桃原村 中村清吉	桃原村地主 德井孫四郎	犬上郡第一六区 長上田柳助ほか 一名
彦根警察署	戸長宮下栄三郎	滋賀県令 中井弘		第一六区长	滋賀県令 中井弘	犬上郡長 生本伝九郎	滋賀県令 中井弘	

39	38	37	36	35	34	33	32	整理 番号
43	22	68	37	21	57(3)	57(2)	12	文書 番号
布達一四四(小学区連合表)	養蚕奨励―滋賀日報	東派道場調査(桃原村永法寺)	(学校費の各村割当集金の事)	戸長選挙上申書並公告と返書	布達甲三三三号(郡制施行により 正副区長の廃止)	布達甲三三三号(区制を廃して郡 制)	地租金初納	史料名(内容)
堅一	状一	状一	状一	状三	堅一	堅一	堅一	形態数量
明治一六・一二・二四 一八八三	明治一三・五・一七 一八八〇	明治一二・一一	明治一二・九・二五	明治一二・六・二三	明治一二・五・一六	明治一二・五・一六 一八七九	明治八・一二・一〇 一八七五	年代
滋賀県令 籠手田安定	犬上郡役所	犬上郡役所	桃原村世話番	桃原戸長 藤田徳平	同右	滋賀県令 籠手田安定	犬上郡第一六区 区长上田猪平	差出(作成)人
芹溪桃原村	後谷村戸長役場		各村戸長	滋賀県令 籠手田安定			滋賀県権令 籠手田安定	請取人

65	64	63	62	61	60	59	58	57
外	25	24	72	71	28	27	69	38
単語漏図識二篇三篇	小学読本巻二	小学教則	一之谷倣軍記部分	慶安太平記部分	諸御役目録(江戸幕府)	寺小読書千字文	(百科辞書)	差紙写(屏風・後谷村への県の合併勸奨)
堅一	堅一	堅一	堅一	堅一	堅一	堅一	堅一	状一
明治七・七	明治七・五 一八七四	明治六・四 一八七三	江戸	江戸	享和二 一八〇二	寛政一・一 一七九九	寛政八 一七九六	大正六・一三 一九二四
山岡景命図解	文部省藤原芳野 編次	文部省御用御書 物所				京都書林五條橋 諸葛西市郎兵衛	京都書林	県地租改正事務 職井狩権少属
								屏風村後谷村正 副戸長

56	55	54	53	52	51	50	49	整理 番号 文書 番号
48	39	51	52	18	8(9)	8(8)	8(7)	
芹谷小養代	芹谷村村会議案(給料)	御届書(学校位置)	(芹谷村役場記録)三小学校調 査	新築寄附金献納願と篤志者名簿 (彦根警察署并高宮分署建築)	新規営業御願(麻糬)	威銃御免許願	地券証名前誤字訂正願	史料名(内容)
状一	堅一	状一	堅一	堅五	状一	状一	状一	形態数量
大正二・三・二三 一九二三	明治二三	明治二三・一二・二五	明治二三・四・一二 一八九〇	明治二〇・一〇・一七 一八八七	明治一九・一二・二七	明治一九・一〇・二五	明治一九・四・一四 一八八六	年 代
(芹谷村役場)		芹谷村靈仙 藤井由太郎	芹谷村役場	桃原村外七カ村	桃原村藤井由弥	屏風村 西村与徳吉	桃原村 山本長三郎	差出(作成)人
上田藤助他		芹谷村村長 上田伊平		桃原戸長 県知事 中井 弘	同 右	犬上郡長 丸田正盛	犬上郡長 林 樸	請 取 人

整理 番号	文書 番号	史料名(内容)	形態 数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人
66	26	小学国語読本巻之三	一	明治二六・一〇・三 一八九三	文学社山泉節三 郎	
67	1	わがむら探求	一	昭和六二・一 一九八七	桃原史編さん委 員会水野幸三郎	

6 中川一三家文書(中川原)

中川原村は芹川の中流に沿い平坦な土地であるが、水利は不便で、芹川ダム完成までは久徳村・一円村などとともに下流高宮との争いが絶えなかった。

江戸時代は彦根藩領で村高は三九〇石九斗九升で元禄八年(一六九五)の人口は二八〇人であった(『井伊家文書』)。

明治一二年(一八七九)ごろの人口三七〇人、戸数は八八戸で全戸農業に従事していた。

田地は三五町六反余、畑地六反九畝歩、宅地は四町四反歩あり、米産は七四五石、石灰三、〇〇〇貫を産した(『滋賀県物産誌』)。

石灰は土田村などとともに産し「品質極上で色白く、性堅にして壁に塗り、風雨にあいてますます堅し」(『江左三郡録』)と言われた良質のものであった。

明治一八年(一八八五)久徳村外六カ村で連合戸長役場を設置し、同二年(一八八九)犬上郡久徳村の大字となり、昭和一六年(一九四一)から多賀町、同三〇年(一九五五)から現在の多賀町の大字となった。寺院に真宗大谷派西音寺と曹洞宗永福寺がある。中川原で古文書を採取したのは三家であった。その中で中川泰三家の文書は「御所願扣帳」などがある。これについては通史下巻の石灰産業の項で詳細に記載しているので、改めて紹介せず他の二家について記す。

当家の文書は古くは中世末期の明応四年(一四九五)から近世江戸後期に至るもので、興味ある文書が多い。「岩流目録」、「武芸免許状」、「起請文前書」などは、武芸者の本領が強く感じられる文書である。「信長の書状」、「中川清秀の碑建立趣旨」は日本史とかかわる文献で不明の点もあるが興味ある文書である。

「中川原家につき家来に伝える書」、「家来覚」などは、江戸時代に帰農したと思われる武家間の拮抗や、時代とともに薄れていく主従関係を知るうえの貴重な資料である。

「江戸表殿様不容易義ニ付村中献金寄高帳」と標記し安政七年（一八六〇）三月三日五ツ時庄屋と付記した帳簿や「殿様献金御返礼」の文書には、当時の緊迫した状況の中に藩と村人との間に心の通いが感じられる文書である。

「御折紙預り中手形之事」は一断片であるが次のよ

うである。「天正一八年（一五九〇）以前に中川原村の井水を大堀村から掘り取って、関東へ訴訟されて村のものになり、書付を頂戴された。村中これに感謝して永代諸役御免の一札を認めて岩之介に贈った」と書かれ、さらにその折紙の行方について書かれたものである。井水についての由緒ある文書で、他に関連文書があればより確かになれるだろう。

その他「物成り下げ札」七通、「奉公人推せん状」「水車設置了解口上書」、「道路使用の取替証文」などは当時を知る興味ある文書である。

七 一 中川一三家文書目録

整理文書 番号 番号	史料名(内容)	形態数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人
1	岩流目録巻之第三	状一	明応四・二 一四九五	伊藤右近ほか五 名	中川八郎右衛門
2	信長書状	状一	永禄八・一一 一五六五	信長	中川金右衛門尉

6 中川一三家文書

整理文書 番号 番号	史料名(内容)	形態数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人
3	起請文前書之事	状一	正保四・一 一六四七	中川清右衛門は か六名	
4	(永代諸役免除の手形預りの 事)	状一	寛文九・一〇・二三 一六六九	中川原村庄屋喜 兵衛ほか四名	中川原村藤源殿 録小齊又右衛門
5	(中川原家につき家来に伝える 書)	状一	延宝五・二・二二 一六七七	中川原宗味常正	市兵衛・長右衛 門・家来惣ノ中 川清右衛門
6	(武芸免許状)	状一	延宝八・九・二 一六八〇	日下捕手開山竹 内常陸介ほか四 名	中川清右衛門
7	家来覚(主人への誓詞)	状一	延宝九・八・二八 一六八一	中川原宗味常正	中川原清右衛門
8	指上申御請証文之事(寛保三年 高宮村との水論裁定承諾証文)	状一	寛保三・八・一二 一七四三	赤田湯組七ヶ村 各庄屋・横目	奉行
9	(安永二年物成り下ヶ札)部分	状一	安永二・一〇 一七七三	代官 近藤与次 右衛門	中川原村庄屋 横目惣百姓
10	(安永六年物成り下ヶ札)部分	状一	安永六・一〇 一七七七	同 右	同 右
11	(安永七年物成り下ヶ札)部分	状一	安永七・一〇 一七七八	同 右	同 右

28	27	26	25	24	23	22	21	20
44	38	50	49	5	4	34	33	2
宗門寺請証文之事(下書)	(物成下ケ札) 部分	巳年御物成極之事 部分	戊年御物成極之事 部分	殿様献金御返礼	江戸表殿様不容易義ニ付村中献金寄高扣振	一札之事(水車設置了解口上)	為替証文之事(出し合い道の使用について)	宗門改下帳
状一	状一	状一	状一	横一	豎一	状一	状一	豎一
				文久一・一二・二八 一八六一	安政七・三・三 一八六〇	安政五・一二 一八五八	安政四・四 一八五七	嘉永七
中川原本願直末 西音寺				惣左衛門	中川原村庄屋 惣左衛門	中川原村源右衛門	所望人藤五郎	同右
	同右	同右	中川原村			中川原村下川原 筋高持衆	清右衛門	

19	18	17	16	15	14	13	12	整理 番号 文書 番号
3	1	43	32	40	30	31	29	史料名(内容)
田畑作高帳(一戸一戸の田畑の作りと家族名年齢記載)	御公儀様御触書写(四五項目以上、約一年間の記録)	覚(得度経費)	覚(寺院の上納金取斗済報告)	中川清秀碑建立趣旨	一札之事(行倒れ者埋葬謝礼)	覚(文政十年物成り下ケ札)	覚(文政六年物成り下ケ札)	史料名(内容)
豎一	豎一	状一	状二	状一	状一	状一	状一	形態数量
嘉永七・四 一八五四	嘉永六・八・一 一八五三	弘化三・六・二三 一八四六	弘化三・二・二六 一八四六	天保一五・四 一八四四	天保五・三・三一 一八三四	文政一〇・一〇 一八二七	文政六・一〇 一八二三	年 代
犬上郡中川原村 庄屋惣左衛門	惣左衛門	西音寺世話方善 左衛門ほか二名	極印所		名古屋赤塚町 善兵衛ほか三名	代官 安七郎右	代官 安七郎右	差出(作成)人
		西音寺 三位・得丸	江州西覚寺 江州浄願寺		中川原村役人衆	中川原村庄屋横 目惣百姓	同右	請取人

整理文書 番号 番号	史料名(内容)	形態 数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人
29	宗門寺送証文之事(下書)	状一		御本山国郡寺院	京菱屋町下立売 上 真敬寺
30	御折紙預り申手形之事	状一			
31	指上申請状之事(奉公人推薦状 控)	状一		奉公人請人	御屋敷
32	(細鑑の名人中川将監)	状一	無年一一・二三	高野関平	中川原村中川清 右衛門

7 野村正助家文書(中川原)

中川原村の概略については前項6の冒頭に記したのでこれを略す。

野村家の先祖に当たる庄屋惣左衛門が村政に携わっていたころの記録を中心としたもので、美しく保存されている。文書は横綴じの冊子が多く江戸末期、とくに安政年間が多い。

文書中、類別してもっとも多いのは頼母子講の仕方帳で、その中でも寺院関係のものが多く、寺

台所相統講(西音寺)の名称のつく講をはじめ、寺の財政再建・本堂修復などを目的とするもので、近隣六ヶ寺の仕方帳が残っている。その他鶴輪講・装束講などと当時頼母子講は花盛りであったと思われる。

農村にとって年貢の納入はもっとも大切な仕事である。六月提出の「田畑作高帳」は四部に、九月から始

まる年貢納入の記録は「御用米松原蔵納割り」など七部に、年貢の計算は「御物成引入帳」に載せられている。

田用水路補修の春秋の川や堰の普請に必要な材料や人足賃の記録も残されている。人足賃には村継人足として村使人足二二四人、回状人足五七人(安政六年一八五九)の記録もある。また郷夫の記録が三部残されている。「京郷部人足銀控帳」であるが、これは京都行き郷夫の人足賃割り当て帳である。郷夫は幕末に募集された武器弾薬輸送などの農民兵で、その経費の割り当てに村人が拠出した記録である。

毎年行われた宗門改め関係の一連の記録もある。「宗門御改下帳」やその下調べ記録、当日の「呼出し覚」、ならびに後日その経費を負担した「村中改銭割帳」が残っている。

村の諸記録や立替控帳に記載されている中に特異なものとして宿場経費の記録がある。それは番場伝馬

銀、同人足やとい分、米原伝馬人足銀などの負担額が
記帳され、当村が番場宿、米原宿の助郷であったこと
が分かる。

典籍類としては、江戸期の子女の教育書として使わ

れた「塵訓往来」、「塵却記」、「女大学」などや世話物
として「替女口説地震身の上」など三冊の浄瑠璃台本
がある。また明治初期の小学教科書三冊なども残され
ている。

七二 野村正助家文書目録

整理 番号	文書 番号	史料名(内容)	形態数量	年	代	差出(作成)人	請取人
1	73	御用金取立帳	横一	嘉永四・七	一八五一	中川原村惣左衛 門	
2	74	御歳貢取立控帳	横一	嘉永六・九	一八五三	同右	
3	75	両藏下シ諸事控帳 (米俵納入日)	横一	嘉永六・一〇・一三		同右	
4	76	村諸事取替帳(立替分)	横一	嘉永七・一	一八五四	同右	
5	77	村中改銭割帳	横一	嘉永七・三・一三		同右	

6	72	今井ふ志ん控帳 (今井井張の普請)	横一	嘉永七・四・六		同右	
7	9	村諸人用控帳	横一	安政二・八・一 一八五五		同右	
8	10	京郷部人足銀控帳	横一	安政二・八・一		同右	
9	11	秋川普請籠組立帳	横一	安政二・九・一〇		庄屋惣左衛門	
10	12	正米手形定控帳	横一	安政二・一〇・五		同右	
11	13	御用米松原御納之割	横一	安政二・一〇上旬		同右	
12	14	御用米松原御歳納割	横一	同右		同右	
13	15	御歳貢取立帳	横一	安政二・一〇		同右	
14	16	役普請集メ覚帳	横一	安政二・一二・七		同右	

7 野村正助家文書

31	30	29	28	27	26	25	24	23
31	68	125	30	28	29	27	26	25
一打呼出し帳(四人―六人区分八〇人の名前)	田畑作高帳	巳之年御年貢下改 (俵数と名前)	御用米松原下シ控帳(個人別に日付と俵数)	兩御蔵納番付扣帳 (番号・俵数・名前)	御用米松原御蔵納之割 (月日・俵数・名前)	京郷部人足銀控帳(長次郎九三 又八歩・平蔵六〇又―曾我)	村中改錢割帳(九文―五七文)	村中諸事控覚帳
横一	竖一	横一	横一	横一	横一	横一	横一	横一
安政五	安政五・六 一八五八	安政四	安政四・一〇	同右	安政四・九 一八五七	安政三・七	安政三・三・一八	同右
中川原村	中川原村庄屋惣 左衛門		同右	同右	同右	中川原村庄屋惣 左衛門	同右	同右
代官所	代官所							

22	21	20	19	18	17	16	15	整理 番号 文書 番号
24	23	22	21	20	19	18	17	
京郷部人足銀控帳	郷部人足貨取立帳	御代官頭達人數留帳	諸私控帳	買上竹割付銀控帳	役音請付落控帳	引かへひ路い帳	普請集々帳	史料名(内容)
横一	横一	横一	横一	横一	横一	横一	横一	形態数量
安政三・一・吉日 一八五六	同右	同右	同右	安政二・一二	安政二・一二・八	安政二・一二・八	安政二・一二・七 一八五五	年代
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	庄屋惣左衛門	差出(作成)人
								請取人

48	47	46	45	44	43	42	41	40
36	71	63	35	70	67	69	62	66
御上様救助御講割帳	田畑作高帳	宗門御改下帳	春川御普請人足帳	田畑作高帳	御物成引入帳	田畑作高帳	宗門御改下帳	御物成引入帳(年貢計算書)
横一	竖一	竖一	横一	竖一	竖一	竖一	竖一	竖一
慶応三・九・一七 一八六七	慶応二・六	慶応二・二 一八六六	元治一・四	元治一・六 一八六四	文久三・二・八 一八六三	文久二・六	文久二・二 一八六二	文久一・二二 一八六一
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
	代官所	奉行		代官所		代官所		

39	38	37	36	35	34	33	32	整理 番号 文書 番号
34	33	61	78	49	32	K	116	
月之木土田境切取人足留帳	春川竹歳貢籠組人足帳	宗門御改下帳	猷金寄高控帳	諸劬化他取かえ控(米原伝馬銀 番場銀・大堀人足銀など)	同伝馬銀・米原伝馬人足 村継人足控帳(番場人足雇賃・ 同伝馬銀)	(宗門改帳下調へ記録)	午之年宗門下改	史料 名(内容)
横一	横一	竖一	横一	横二	横一	横一	横一	形態 数量
万延二・七・二四	万延一・四 一八六〇	安政七	安政七・三・一九 一八六〇	未年	安政六・二二 一八五九	安政五 一八五八		年 代
同右	同右	同右	同右		中川原村庄屋惣 左衛門			差出(作成)人
		奉行						請取人

65	64	63	62	61	60	59	58	57
2(1)	1(13)	1(12)	1(11)	1(8)	1(10)	1(9)	1(7)	1(6)
塵却記	仕法帳 栗栖・水谷・飯講寺・中川原各村の有志	相統講仕法帳(小林村照蓮寺講)	仕方帳(水谷村浄願寺講)	仕方帳(中川原村永福寺講)	相統講仕法帳(久徳村東光寺講)	仕方帳(四手村教円寺講)	仕方帳	助成講仕法帳
堅一	堅一	堅一	堅一	堅一	堅一	堅一	堅一	堅一
享保九		安政七・二	安政七・一	安政二	安政二	安政二・八	嘉永六	嘉永五
一七二四		一八六〇			一八五五	一八五三		一八五二
京寺町松原 菱屋治兵衛発行	講元松右衛門は か一三名	講元照蓮寺門徒 中 か六名	講元孫左衛門は か一三名	講元惣左衛門は か一三名	講元小菅惣老は か一五名	講元儀平はか九 名		講元世話人勇蔵 ほか七名

56	55	54	53	52	51	50	49	整理 番号 文書 番号
1(5)	1(4)	1(3)	1(2)	1(1)	64	37	95	
台所相統講仕法帳他三 (中川原村西音寺講)	鶴齡講	仕方帳(一円村西円寺講)	講仕法書	装束講仕法帳	宗門御改下帳	御教米一九俵他三	覚(料理請求書)	史料名(内容)
堅四	堅一	堅一	堅一	堅一	堅一	状四	状一	形態数量
弘化五・三・一 一八四八	弘化四・九 一八四七	弘化三 一八四六	天保五	天保五・九 一八三四	慶応四・三 一八六八	卯(慶応三)一二月 一八六七	寅(慶応二)一二月 一八六六	年 代
西音寺講元中	講元野村善右衛 門ほか六名	講元一円村李太 夫ほか八名	講元次郎右衛門 ほか九名	講元土田茂平は か九名	中川原村 庄屋惣左衛門	代官所	肴屋文太郎	差出(作成)人
					奉行	中川原村	庄屋惣左衛門	請取人

整理 番号	文書 番号	史料 名(内容)	形態 数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人
66	2(2)	新版庭訓往来	一	天保二 一八三一	京寺町松原 菱屋治兵衛発行	
67	2(3)	警女口説地震身の上他二 (世話物浄瑠璃台本)	三	天保一五・一〇 一八四四	泣和津大夫	
68	2(4)	(女大学その他教育書)	一	弘化五・三 一八四八	江戸須原屋茂平 発行	
69	2(5)	小学綴字書	一	明治七・八 一八七四	文部省発行 榊原芳野	
70	2(6)	小学入門二号	一	明治八・一 一八七五	文部省発行 竹岡文祐	
71	2(7)	下等小学作文階梯	一	明治二九 一八九六	大野徳孝	
72	2(8)	四書正解(大学中庸論語孟子)	一	明治二八・五・二〇 一八九五	飯尾千尋	

8 栗栖共有文書

栗栖村は「高い山が四方を取り囲み、東は橋原村に接し、西は一円村に続き、八重葎村は南に、水谷村は北に隣接している。村は芹川沿いに発達しているが道路はせまく危険な処もあり物資の運搬には不便である。地味は余りよくないが、芹川が村の中を流れているので、水利はよく幸に米や五穀はよく実る処である」と書かれている(『滋賀県物産誌』)。

当村を囲む隣接の村々との間に、たびたびの争論があった。その争論に関係した村の状況を知ることも参考になるので末尾に表を掲げている。

江戸期の栗栖は村高二六〇石六斗七合、田地一五町七反、畑一町五反、山地は一〇四町五反歩あった。元禄八年(一六九五)の人口は二八八人で、明治一一年(一八七八)の人口は二二一人となっており戸数は五

〇戸であった。

この五〇戸のうち、四三戸は農業に従事し、その傍ら養蚕や薪の生産に当たっていた。

工業関係は二戸あり、大工職と瓦師であった。商業の二戸は米穀の仲買を営む人と仏具商として他国回りの商人であった。なお、川の流れを利用して、水車屋を営む家が三戸あって、精米や精麦に携わっていた。

この村の文書の中、整理した共有文書一〇九点で概要は次のとおりである。

この文書の中の約三分の一は隣村との山の争論関係である。古来争論の場は道之部谷ともいじ谷山と水谷口であった。

道之部谷には四ヶ村(大岡村・八重葎村・久徳村・一円村)の立会山として草刈場があり、またこの地は領境が接しており争論の多かった所で、当村と四手村・久徳村・八重葎村の各村を相手にした争論が記録されている。

いもじ谷山は四手村と多賀村の草刈場であったが、その領有をめぐる、当村と四手村との間に争論があった。水谷口には栗栖村の出作地があり、その地につき土地争いが繰り返された。また出水時、大橋栗栖について、河内村その他山中の村との争論もあった。

当村は芹川に沿った村で、耕地あり山地ある村で、北畑の村々の入り口にも当たっており、自然に恵まれた豊かな村と思われるが、貧困のため村救済の嘆願書がたびたび出され、また国産方からの個人借用証も二〇通に達している。町史上巻の「栗栖村の苦悩」として述べているように江戸期は困窮の状況にあった。

土地関係の書類に古い一帳簿があり、その末尾に「古水板ははつきりしないため、百姓が争論に及ぶことになり、六尺三寸の竿で検地せしめた云々」と記された元禄五年（一六九二）の検地帳がある。また、大判三百余枚の年月不明の古い名寄帳があるが、これは明治に書き換えられて乾坤二冊に分かれている。その

他土地関係には、地籍簿と地租改正に伴う地押調査記録や地券関係の文書がある。

当区に手作りの地図が多く残されているのも一つの特徴であろう。山論関係の地図、地籍関係のもの、水利関係その他である。地図は精細に書かれ、着色した念入りの作であるが美濃紙継ぎ足しの作りでほとんど離れていた。

御触書文書の中に貞享五年（一六八八）一月の文書の一部が残されている。その文に「生類あわれみの事を専ら心掛け、若し違反者があれば当人は勿論、村役人も罰せられるものである」と書かれている。この文書が大切に保管されていることは当地にあった「牛さんまい」とともに貴重な資料である。

注1 争論関係村の村勢

村名	田地(反)	畑地(反)	山地(反)	年貢率	人口		所論
					元禄八年 (一六九二)	明治十一年 (一八七八)	
久徳	六〇五	一一		五ツ六分	五二五	四一(一〇三)	谷
大岡	二〇五	一六	三一八	六ツ一分	一八七	一六〇(三五)	も
一円	一〇五	一四	四一〇	五ツ五分	二二九	二三六(五二)	い
八重練	一八九	九・九	六四九	六ツ一分	二六四	二〇九(五一)	
栗栖	一五七	一五	一〇四五	六ツ五分	二八八	二二一(五〇)	
四手	二七六	一一	二六七三	六ツ九分	二六四	二二二(五五)	谷
多賀	九五三	一一三	一〇四一	六ツ四分	七四一	一二四八(二五六)	部
水谷	九八	三八	二八四二	七ツ九分	二二五	二三四(五二)	道
							水谷口

備考 ○一反は約一、〇〇〇平方尺(三〇〇坪・歩)各面積は『滋賀県物産誌』による
○明治十一年人口の()内は戸数

注2 地押調査

明治政府による土地台帳と実地の食い違いの調査。地押とは反別を測量して地所の広狭を改め地味の適否を調査すること。明治一八年(一八八五)地価据置の期限終了をまつ

注3 生類憐みの令

て、台帳の正確化、地目の変換、開墾地の登録をし直した。
貞享四年(一六八七)一月、徳川五代将軍綱吉の出した殺生禁断の令。

17	16	15	14	13	12	11	10	9
8	7	86	97	70	5	4	99	95
乍恐書付指上申候 (川除人足不参理由について)	御除地御神木記 (除地の面積と常神木調べ)	乍恐返答言上 (栗栖村との道之部谷争論)	乍恐返答言上 (八重練村との道之部谷争論)	乍恐御訴訟申上候 (大豆納願)	覚 (水谷口は水谷領であるとの裁決)	覚 (水谷村と栗栖村との領境訴訟)	乍恐目安返答言上 (水谷口所屬争論)	乍恐返答言上 (水谷口所屬争論)
状一	堅一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一
宝永五・二 一七〇八	元禄一二・一二 一六九九	元禄九・四・九	元禄九 一六九六	元禄八・八 一六九五	元禄六・八・一二	元禄六・八・一二		(元禄六年)
栗栖村庄屋庄三郎ほか一名	栗栖村庄屋善兵衛ほか村役人	八重練村六右衛門ほか一名	栗栖村惣百姓	栗栖村惣百姓	後関新兵衛ほか四名	(栗栖村)	栗栖村	栗栖村庄屋善左衛門ほか四名
奉行		奉行	奉行	奉行	栗栖村	(奉行)	奉行	奉行

8	7	6	5	4	3	2	1	整理 番号 番号	史料 名(内容)	形態 数量	年 代	差出(作成)人	請取 人
84	113	83	82	3	2	111	1		乍恐返答 (いもじ谷山は栗栖領で四ヶ村との草刈場である)	状一	寛文七・四・一九 一六六七	犬上郡栗栖村ほか四ヶ村役人	(奉行)
									乍恐差上 (いもじ谷山は四手村と多賀村の立会山である)	状一	寛文七・四	犬上郡四手村多賀村	(奉行)
									乍恐御訴訟申上候 (海道人足免除願)	状一	寛文九・三 一六六九	犬上郡栗栖村	(奉行)
									覚 (免わりや彦根宿の支払いなど、村の内記)	堅一	貞享四・七 一六八七	犬上郡栗栖村	
									急度相守可申候事 (生類あわれみの触書)	状一	貞享五・正 一六八八	奉行	(栗栖村)
									江州犬上郡栗栖村御検地帳	堅一	元禄五・五 一六九二	奉行	(栗栖村)
									乍恐返答言上(水谷村と栗栖村との水谷口所屬争論)	状一	元禄六・二・二二 一六九三	栗栖村庄屋甚五兵衛	奉行

34	33	32	31	30	29	28	27	26
22	133	21	91	20	18	19	89	17
乍恐以書付御届ケ申上候 (井堰状況届)	犬上郡栗栖村川筋絵圖	御代官御印鑑(中筋奉行)	乍恐以書付御届奉申上候 (大水被害状況報告)	賞書之事(いもじ谷畑、稲穂刈り取り事件の書留)	乍恐以書付願申上候(猪・鹿の被害大につき年貢免除願)	乍恐以書付御願申上候 (石垣撤去の延期について)	指上申証文之事(石垣撤去について)	乍恐以書付御願申上候(猪・鹿の被害大につき年貢免除願)
状一	図一	堅一	状一	状一	状一	状一	状一	状一
明和八・二	明和八・一 一七七七	宝曆七・一二 一七五七	宝曆六・九・一九 一七五六	宝曆三・三・二四 一七五三	延享二・一〇	延享二・六 一七四五	延享二・六・二一 一七四五	延享一・五
栗栖村庄屋 左兵衛	栗栖村庄屋 左兵衛		栗栖村庄屋横目	栗栖村庄屋 幾右衛門ほか二名	栗栖村	栗栖村庄屋善右 衛門ほか一名	栗栖村庄屋善右 衛門	栗栖村庄屋善兵 衛ほか三名
奉行			奉行		代官村田久治郎	奉行	川除奉行	代官村田久次郎

25	24	23	22	21	20	19	18	整理 番号 番号 番号
16	15	87	14	13	12	10	9	史 料 名(内容)
乍恐以書付御願申上候 (裏印替の願)	乍恐以書付御願申上候 (裏印請替の嘆願)	乍恐以書付御願申上候 (村貧窮に付き救助願)	乍恐以書付御願申上候 (村救助嘆願書)	乍恐以書付御願申上候 (村貧窮に付き救助願)	指上申証文之事(裏印の捺印に 対する礼状)	報告 (水谷口水門修繕記録の 報告)	乍恐以口上書申上候(年貢の米 大豆の割合は旧例によること)	形態 数量
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	年 代
延享一・五 一七四四	寛保一・一二	寛保一・四 一七四一	元文五・五 一七四〇	元文四・六 一七三九	元文三・一二・一七 一七三八	宝永七・三 一七一〇	宝永五・二 一七〇八	差出(作成)人
栗栖村庄屋善兵 衛ほか二名	庄屋善兵衛ほか 三名	栗栖村庄屋 善兵衛	栗栖村庄屋 善兵衛ほか三名	栗栖村庄屋 善兵衛ほか四名	栗栖村庄屋 喜三郎	栗栖村庄屋庄三 郎ほか三名	栗栖村庄屋庄三 郎	請 取 人
代官村田久次郎	代官村田久次郎	代官村田久次郎	代官村田久次郎	代官村田久次郎	代官村田久次郎	奉行	奉行	

51	50	49	48	47	46	45	44	43
93	38	37	36	74	34	33	32	31
四手村山論和談諸事用紙 (山論記録包紙の表書)	為取替一札之事 (四手村と栗栖村の取替証文)	一札之事 (仲介人米原村横目 九平に対する礼状)	乍恐以書付御届奉申上候 (村境取極埒済之事)	口達 (四手村と栗栖村との 山論和解示談)	指上申手形之事 (屋敷地証明)	一札之事 (水車業承諾の礼)	一札之事 (水車業承諾の礼)	八重練村出作大豆半納並御用金 半納定之事
整一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	整一
文政二〇・九	文政二〇・九	文政二〇・五	文政二〇・九	文政二〇・四 一八二七	文政八・二・二 一八二五	文政五・一二 一八二二	文政四	文政四 一八二二
栗栖村役人	四手村庄屋孫次 郎ほか二名並仲人	四手村栗栖村各 庄屋横目組頭	四手村栗栖村各 庄屋横目組頭	四手村栗栖村仲 人米原横目九平	栗栖村庄屋 松右衛門	栗栖村車主彦介	永代車主彦介	栗栖村庄屋 松右衛門ほか一名
	大上郡栗栖村 役人衆	米原村御暖人 横目九平	奉行		大久保藤助様組 沢田新三ほか一名	役人衆 夏原湯懸り衆	役人衆 夏原湯子衆	領分中

42	41	40	39	38	37	36	35	整理 番号	整理 文書 番号	史料名(内容)	形態 数量	年 代	差出(作成)人	請取人
29	28	27	26	71	75	23	92			(大水時通路普請申入れ下書) (その湯大橋取付け事件)	状一	安永四 一七七五	河内村庄屋誰 ほか村庄屋誰	
乍恐以書付奉願上候 (かきと湯水門修繕願)	御尋ニ付乍恐以書付奉申上候 (領域外普請につき詫び)	一札之事 (道之部谷草刈依頼 状)	取替一札之事 (栗栖村領道之部 谷草刈場の使用について)	道之部谷一件 (栗栖村と四ヶ村 との争論の次第について)	一札之事 (栗栖村と四ヶ村の草 刈場(道之部谷)のとりきめ)	水谷口出入ニ付覚書之事 (その湯大橋取付け事件)				状一	安永五・一二 一七七六	栗栖村庄屋由左 衛門ほか村役六名	中筋奥平深八は か五名	
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一			状一	享和一・一〇	久徳村庄屋九郎 助ほか二名	栗栖村役人	
文化七・正 一八一〇	享和二・九 一八〇二	享和一・一〇	享和一・六	享和一・四・一八	享和一・六 一八〇一	安永五・一二 一七七六	安永四 一七七五			状一	享和一・四・一八	栗栖村庄屋 松右衛門ほか三名	栗栖村役人衆	
栗栖村庄屋 松右衛門ほか一名	栗栖村庄屋 松右衛門ほか三名	久徳村庄屋九郎 助ほか二名	(栗栖村)		大岡八重練久徳 一円各村庄屋ほか	栗栖村庄屋由左 衛門ほか村役六名	河内村庄屋誰 ほか村庄屋誰			状一	享和一・一〇	栗栖村庄屋 松右衛門ほか一名	栗栖村役人衆	
奉行	川方奉行	栗栖村役人		(奉行)	栗栖村役人衆	中筋奥平深八は か五名				状一	享和一・四・一八	栗栖村庄屋 松右衛門ほか三名	栗栖村役人衆	

68	67	66	65	64	63	62	61	60
64	122	121	117	63	116	115	62	61
(郡役所出頭命令)	出作地方税村費取立帳	地租諸上納・学校費集	近江国犬上郡栗栖村地籍	請取証 (不録に付戸籍簿受取り)	村中名寄簿 坤	村中名寄簿 乾	木杵取設度ニ付御願書 (土地防護用木杵取付)	組替経界御届書 (栗栖村と桃原村境界)
状一	横一	綴一	豎一	状一	豎一	豎一	状一	状一
明治一七・三・一三 一八八四	明治一六・一二 一八八三	明治一五・四 一八八二	明治一二 一八七九	明治九・六 一八七六	明治八	明治八	明治八・九・六 一八七五	明治八・五・一六 一八七五
犬上郡役所	栗栖村戸長松次	栗栖村戸長 山中弥八	栗栖村戸長	坂田郡善谷村 戸長片山七蔵	栗栖村戸長役場	栗栖村戸長役場	犬上郡第十六区 区长上田猪平	桃原村戸長安居 栗栖村戸長桂善
栗栖村戸長役場				栗栖村正副戸長			滋賀県推令 籠手田安定	滋賀県地租改正 事務係

59	58	57	56	55	54	53	52	整理 番号 番号
60	59	58	58	120	135	40	134	
明治六年地租皆済目録	地券境界一条出入願書(栗栖領 内食込む水谷領界について)	川北道場寺籍(宗派・本山・創 建・本尊等)	地誌取調 (施設・除地・寺社 由緒など)	産神本社再建寄進帳	双方立会絵図 (字夏原・安谷 ・道之部の各村領界附近の図)	乍恐以書付御願申上候(夏原湯 其の他五湯の湯骨修理)	(四手村栗栖村境界取極め図)	史料名(内容)
状一	状一	状一	状一	状一	図一	状一	図一	形態数量
明治七・五 一八七四	明治六・五 一八七三	明治五 一八七二	明治五・九・二六 一八七二	明治三 一八七〇	弘化三・五 一八四六	天保一〇・一一・一一 一八三九	文政一〇・九 一八二七	年 代
栗栖村	栗栖村戸長 桂百郎ほか一名	栗栖村 山中弥八	栗栖村 山中弥八	栗栖村 宮元世話方	栗栖久徳村三役 水谷一門村用掛	栗栖村庄屋左右 衛門	四手庄屋孫次郎 栗栖同喜右衛門	差出(作成)人
滋賀県令代理 参事籠手田安定	滋賀県令 松田道之	御用掛	犬上郡地誌取調 御用掛			代官所		請取人

85	84	83	82	81	80	79	78	77
69	132	131	130	68	129	67	66	65
献納金上納者控 (陸軍恤兵部)	木之本地蔵尊銅像寄附人名簿	明治二二年村人足帳	明治二二年(一八八八)水害地入費 (明治一八年から三ヶ年期)	地券 (山林四反八畝)	山地押調査控帳	共同山林売却御願書	山林買請約定証	地所登記済下附願
豎一	豎一	横一	横一	状一	横一	状一	状一	状一
明治二七・一〇・六一八九四	明治二六・一一八九三	明治二二・一一一五	明治二二・一一一五 一八八九	明治二一・八・七一八八	明治二〇・九・八	明治二〇・三・二二	明治二〇・三・九	明治二〇・三・四
第六区長 西村外次郎	栗栖村	栗栖村取締役 西村外次郎	栗栖村取締役 西村外次郎	滋賀県	栗栖村地主総代	栗栖村村会議員 桂条十郎ほか五名	栗栖村 桂条十郎	四手村宮野仁平 ほか一名
				村中		滋賀県知事 中井弘	栗栖村 中村喜三郎	彦根登記所

76	75	74	73	72	71	70	69	整理 番号 番号
68	127	128	126	124	136	125	123	史料 名(内容)
地券 (田四畝二七步)	分裂下調帳	地押調査ニ付日嘉惠帳	分裂ニ付地券証渡シ記	営業検査入費帳	栗栖村墓地火葬場之図	備荒公儲金割立帳	出作地方税村費取立帳	史料 名(内容)
状一	横二	横一	横一	横一	図一	横一	横一	形態 数量
明治二〇・二・二 一八八七		明治一九 一八八六	明治一八・二・一	明治一八・一	明治一八・二・二七	明治一八・一・二九	明治一八・一・二六 一八八五	年 代
滋賀県	栗栖村 桂新三郎	栗栖村地主総代	栗栖村 桂新三郎	栗栖村戸長役場	栗栖村戸長 山中弥三郎	栗栖村戸長役場	栗栖村戸長役場	差出(作成)人
桂貞平								請取人

102	101	100	99	98	97	96	95	94
137	110	101	72	100	108	78	105	76
(杉坂道論処図)	(彦根藩鷹方の印判) 小片	覚(各種かたびらの注文書) 公儀触書)	覚(御制禁捨子禁止についての 覚(物質売買・荷物の扱いなど についての彦根藩触書)	(大風被害状況報告)	乍恐以書付奉申上候 (調宮神社惣三味など除地届)	乍恐以書付御願申上候 部分 (困窮村につき借米裏印願)	証(祠堂金領取)	
図一	竪一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一
(江戸)		二月	午一〇月 (江戸)	一〇月二〇日 (江戸)	一〇月二五日	(江戸)	(江戸)	丑 二月二日
栗栖村庄屋 善兵衛ほか三名		栗栖村 御畑(機)主	奉行	奉行	栗栖村	栗栖村	(栗栖村)	御祠堂係 中村多門
		奉行	栗栖村	栗栖村	(奉行)	(奉行)	(奉行)	栗栖村

93	92	91	90	89	88	87	86	整理 番号	文書 番号	史料 名(内容)	形態 数量	年 代	差出(作成)人	請取 人
73	107	81	77	114	119	118	58			調宮社立木調	竪一	明治三九・一〇 一九〇六	栗栖村	
奉拝借御用銀之事 (多賀神社修復費)	取(四手村とのいもじ谷立木切り り争論) 部分	為取替一札之事 (久徳村と栗栖村)	口述(久徳村との争論)	名寄帳	字債務関係書類綴	大字栗栖戸籍簿				大正五・三 一九一六	竪一	昭和七・五・三〇 一九三二	久徳村栗栖区長 桂喜太郎	
状一	状一	状一	状一	竪一	綴一	竪一	竪一			(江戸後期)	状一	六月二八日 (江戸後期)	(栗栖村)	(奉行)
	(江戸)	(江戸後期)	(江戸)	(栗栖村)	栗栖村 喜太郎	栗栖村	栗栖村			大上郡栗栖村	状一		(栗栖村)	(奉行)

整理 番号 番号	史料名(内容)	形態 数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人
103	(久徳村との論拠地図)	図一	(江戸)	栗栖村庄屋 善兵衛ほか三名	
104	(四手村との論拠地図)	図二	(江戸)	栗栖村	
105	新旧村境図(栗栖村と久徳村の境界)	図一	明治初年	(栗栖村)	
106	(栗栖村田畑屋敷地図—小字名・地目地番・道路・水路等記入)	図二		(栗栖村)	
107	(栗栖村山地図—地番・面積記入の着色図)	図一		(栗栖村)	
108	(栗栖村畧図—井堰の図示された着色図)	図一		(栗栖村)	
109	(四方谷より久徳村東光寺山、八重練村香積寺山等距離測量図)	図一		(栗栖村)	

9 久徳共有文書

久徳村は芹川に沿う集落で、久徳氏は中世京極家の物頭として当地方に覇を唱え、この地に城を構えていたが、永禄三年(一五六〇)浅井氏に攻められ、落城した。江戸時代は彦根藩領で石高は七一〇石五升、人口は元禄八年(一六九五)には五二五人(井伊家文書)であった。久徳村は赤田郷の湯視として、井堰の管理に当たったが、下流の高宮村などとの間に激しい水論が繰り返された。

明治一二年(一八七九)ごろの人口は四一六人、戸数は一〇三戸で、一戸の商家を除き農家であった。田地六〇町五反六畝四歩、畑地一町一畝余となっている。産物は米産一、〇九三石、石炭二、〇〇〇俵、麻(三八〇)を産した(滋賀県物産誌)。

行政は明治一八年(一八八五)、久徳村はか六ヶ村

で連合戸長役場を設置した。同二二年(一八八九)久徳村の大字となったが、村制時は村役場が当村に置かれ久徳小学校が設置されていた。昭和一六年(一九四一)、芹谷村、多賀村と合併して多賀町に、昭和三〇年(一九五五)から現在の多賀町の大字となった。

久徳共有文書は区長の保管するもので、資料の採取文書はその中の水論に関する文書のみで、それも水論全部を網羅して収録したものではない。寛政・天保・嘉永・安政など各時代の大争論の記録で二四二通である。文書形式は御届・御願・歎願・御尋・付御答・請書・上申書・御注進・取替書・御達書など多様である。赤田井堰の悲劇は江戸時代になって新田開発が進み、水の需要が増大したことによるものである。開墾は進んだがその用水の計画は充分行き届かず、高宮村などの築造も増加する用水を賄うことはできず、水を芹川の一円地先にある赤田井堰に求めねばならなかった。

赤田井堰は赤田川へ水を送り赤田郷の村々を養うた

めのものであった。天正のころ秀吉によって高宮村へ三分の一分の水が行われた。久徳方はこの文書を盾に一步も譲らなかつた。

江戸時代に入って、水需要の時期になり早天の年は必ずこの井堰が攻防の争地となった。高宮方は多人数と財力を背景にして波状攻勢をかけ堰の破壊にかかったが、赤田郷側はなす術もなく、奉行所へ急を告げる御注進の使を送った。一日数回におよぶ注進にも自重を促すのみで容易に腹を上げなかつた。闘争の後は井堰の修復と違反者の処罰が繰り返され、藩には抜本的な解決策はなく、窮余の策は水の再配分であった。高宮側と赤田郷側の反別面積比は五対一である。これが実現すれば赤田郷側は干上がるのは必定と頑強に抵抗した。その極点に達したのが嘉永六年(一八五三)の大騒動である。赤田郷の農民は群集して直訴すべしと彦根へ向かった。この急を聞きつけ村役人は後を追ひ猿尾川原に達した。ここを一步進めば彦根城下に入ること

になり大挙して進めば反乱罪として死罪は免れないこ

とを村役人は説き自重を促した。容易に取まらぬ群衆も江戸表の藩主にうかがいを立てると説得され、切齒扼腕しつつ漸く帰路についた。これから以後水再配分のことはなかつたが、相変らず井落としては続けられた。安政二年(一八五五)には高宮方の数百人の農民が押し寄せて井堰を占領し、栗石をさらえ、底石をノミで砕きにかかった。これを阻止しようとする赤田井郷側との間に竹槍と石合戦が展開され、井堰をめぐって攻防が繰り返し行われ、いつもは静かな農村にも緊張が漲った。

こうした井落としや水の問題の処理に当たって、赤田井郷の先頭に立って指揮を執り身を挺して努力したのが久徳の庄屋であった。久徳文書はその先祖の苦闘を物語る尊い記録で当村では何物にも替えがたい財宝としている。久徳区長が代々厳重に保管して受け継いでいるのも当然といえよう。

一六 久徳共有文書目録

整理文書番号	史料名(内容)	形態数量	年代	差出(作成)人	請取人
8	赤田井古記之写(今後三分一高宮郷へ用水を配分する事)	状一	天正のころ	筑前守秀吉	久徳新介
7	取替せ証文之写(久徳七ヶ郷と高宮五ヶ郷の番水・砂渡に付き)	状一	寛保三・七・五 一七四三	久徳村庄屋幸助 横目九郎右衛門	奉行
6	乍恐以書付御注進申上候(湯骨銚子口などの被害について)	状一	寛保三・八・五	久徳村ほか六ヶ村庄屋横目	同右
5	乍恐以書付御願申上候(高宮方銚子内の破壊に今後不介入事)	状一	寛保三・八・八	久徳村ほか五ヶ村庄屋横目	代官村田久次郎 ほか三名
4	指上申口上書之事(銚子内へ高宮村の者一切入らぬ事)	状一	同右	同右	同右
3	御尋ニ付乍恐口上書之事(争論の経過と古格について)	状一	亥八月一〇日 (寛保三)	同右	同右
2	指上申御請証文之事(赤田井郷と高宮村との合意遵守事項)	状一	寛保三・八・一二	久徳村ほか井郷五ヶ村と高宮村	奉行

25	24	23	22	21	20	19	18	17
4(14)	4(13)	4(12)	4(11)	4(10)	4(9)	4(8)	4(6)	4(7)
乍恐以書付奉願上候(銚子の普請にはたしかな証拠のある事)	乍恐以書付奉願上候(注進者のがさつの届出と檢使方に不敬の詫)	乍恐以書付奉願上候(高宮村井落しの折山荒の件堅く停止の事)	乍恐以書付御届奉申上候(大雨で増水し井水流の事)	乍恐以書付証文之事(関留め許可の処大雨の為取払い請書提出)	指上申御請証文之事(先規による工事に感謝し請書指上げる)	乍恐以書付奉願上候(井郷の者終日相談、急々壓留めの事)	乍恐以書付奉願上候(高宮方井振を占領・赤田方不取見分を)	乍恐以書付御届(井落して茶の水も不足の処今朝少々流水あり)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一
寛政六・一一	寛政六・一一・一八	寛政六・七・二六	寛政六・七・二三	寛政六・七・二二	寛政六・七・二一	寛政六・七・二〇	寛政六・七・二〇	寛政六・七・二〇朝
久徳村庄屋太兵衛ほか三名	久徳村ほか六ヶ村庄屋・横目	一円村庄屋左右衛門ほか一名	久徳村庄屋太平衛ほか二名	久徳村庄屋大兵衛・友七ほか一名	久徳村庄屋大兵衛・友七ほか一名	久徳村庄屋太兵衛・友七ほか一名	久徳村庄屋太兵衛・友七ほか二名	一円村庄屋左右衛門ほか一名
同右	同右	同右	奉行	岡田兵左衛門 伊藤大兵衛	御檢使方	奉行	同右	同右

16	15	14	13	12	11	10	9	整理 番号 番号 番号
4(5)	4(4)	4(3)	4(2)	16(1)	11	16(6)	6(7)	史 料 名 (内 容)
乍恐以書付奉願上候(松明を作り焼立て停止の事)	乍恐以書付奉願上候(井落し後領内の山荒しに付退去願ひ)	乍恐以書付奉願上候(高宮方銚子内荒しに、堰留願ひ)	乍恐以書付御注進奉申上候(高宮方銚子破壊に付中止方依頼)	川運上米之義御尋ニ付乍恐以書付申上候	指上申御請証文之事(高宮方井落し状況と伝次負傷の事など)	指上申御請書之事(塞上げや久徳郷人足の採用はお請する)	乍恐以書付赤田井立上ヶ之格式奉申上候	史料名(内容)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	形態 数量
寛政六・七・一九	寛政六・七・一九	寛政六・七・一九	寛政六・七・一一 一七九四	安永七・九・二七 一七七八	明和七・一一・六	明和七・六 一七七〇	寛延三・五・二四 一七五〇	年 代
一円村庄屋左右衛門ほか一名	一円村庄屋左右衛門ほか一名	久徳村庄屋太兵衛・友七ほか二名	久徳村庄屋太兵衛・友七ほか一名	久徳村庄屋九郎介ほか三名	久徳村伝次親類庄屋横目組頭	高宮村庄屋次兵衛ほか五名	犬上郡久徳村庄屋九郎介ほか五名	差出(作成)人
同右	同右	同右	同右	奉行		塚本七郎左衛門 犬塚与八	代官村田久次郎	請 取 人

整理 番号	文書 番号	史料名(内容)	形態 数量	年 代	差出(作成)人	請取人
405	405	乍恐以書付奉願上候(赤田井の二ヶ所普請の促進について)	状一	寛政七・二・一 一七九五	同右	川方奉行
400	400	乍恐以書付奉願上候(井骨鏡子底の普請と栗石持ちについて)	状一	寛政七・六・一二	久徳村庄屋太兵衛・友七ほか一名	同右
408	408	指上申証文之事(七月早魃の節早鐘早太鼓で騒ぎ立てた詫)	状一	寛政六・一・二一 一七九四	高宮村庄屋治兵衛ほか五名	奉行
409	409	指上申証文之事(鏡子内の普請について)	状一	寛政七・六・二三 一七九五	久徳村庄屋太兵衛・友七ほか一名	同右
400	400	指上申証文之事(井塚普請場へ一人も立ち入らない事)	状一	寛政七・六・二六	高宮村庄屋治兵衛ほか五名	同右
422	422	乍恐以書付御願奉申上候(井塚普請には久徳村人足採用の事)	状一	寛政七・七・六	久徳村庄屋太兵衛・友七ほか二名	同右
423	423	指上申御請証文之事(普請立入禁止を請け入れる事)	状一	寛政七・八・六	同右	同右

429	429	乍恐以書付奉願上候(耕作に取掛る前に御普請を実施の事)	状一	寛政八・二 一七九六	同右	奉行
425	425	乍恐以書付奉願上候(耕作以前に御普請を実施の事)	状一	寛政八・二	同右	川方奉行
426	426	乍恐以書付御願奉申上候(新法に付、返答延期願)	状一	寛政八・四・二八	同右	奉行
428	428	乍恐以書付御願(段々減水のため植付不能に付至急々御普請の事)	状一	寛政八・五・三	同右	同右
429	429	乍恐以書付御届奉申上候(重ねて御普請至急実施願い)	状一	寛政八・五・四	同右	同右
430	430	乍恐以書付御届(赤田郷植付不能に付き至急普請願)	状一	寛政八・五・四	同右	同右
431	431	当雑除御普請一件之事(普請の経緯と状況)	豎一	寛政八・五	(久徳村庄屋太兵衛ほか)	
432	432	口達書写(両村共我意を離れ井郷一統得と申談返答の事)	状一	寛政八・五	奉行所村田求次郎片木弥次兵衛	久徳村役人(高宮村役人)
433	433	乍恐以書付御届奉申上候(赤田井落しの風聞に付、対応伺い)	状一	寛政八・八・三	久徳村庄屋友七九郎助ほか二名	奉行

59	58	57	56	55	54	53	52	51
1625	1618	1620	1617	1619	1618	1615	1614	1613
乍恐以書付御願奉申上候(城下進出の経過と高宮方不法禁止願)	(九日朝、高宮方井落しその乱闘の様子、其後の普請に付て)	(赤田井修繕協力について代官所からの指示)	御注進奉申上候(高宮村方大勢押し寄せ井墾荒しの状況報告)	乍恐以書付奉願上候(高宮方赤田井荒し状況について)	御注進奉申上候(今日の騒動に怪我三人の名前を報告)	(注進に対して久徳村の者の竹弓等の持参は役人で取り上げる事)	御注進御届奉申上候(銚子内へ立入、井堰破壊状況報告)	御達シ書写(竹槍など持参は不届の事・急々引き戻す事)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状二	状一
寛政一〇・六・一六	寛政一〇・六・一五	寛政一〇・六・一四	寛政一〇・六・一二	寛政一〇・六・九	寛政一〇・六・九	寛政一〇・六・九	寛政一〇・六・九	寛政一〇・六・九
久徳村庄屋友七 ほか六名	俵や長兵衛	(代官)藤野・村 田・宮田ほか一名	同右	久徳村庄屋友七 ほか三名	久徳村三役人	藤野・村田・片 木・中村		藤野・村田・広 瀬・中村・片林
		八重練村両役人ほか栗栖大岡四手	御代官	藤野村田宮田片 木	奉行	赤田七ヶ村へ		久徳村・赤田井 郷へ

50	49	48	47	46	45	44	43	整理 番号 文書 番号
1612	1611	16(9)	16(10)	16(8)	16(5)	16(4)	16(3)	
御注進奉申上候(高宮方赤田井進入につき救援依頼)	(高宮方之鉄炮持参の注進に対し怪我人なき様引取る指示)	御注進(高宮方三百人赤田井落しと当村三人怪我の事)	(不法の行為なく、相懐み穏和にせよとの代官所の指示)	乍恐以書付奉申上候(高宮方の赤田井落しの風聞届)	乍恐以書付御返答奉申上候(塞上げの場所につき返答)	(出水の度に普請されている事)	乍恐以書付奉申上候(水底は一枚の自然石で普請場でない事)	史料名(内容)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	形態数量
寛政一〇・六・九	寛政一〇・六・九	寛政一〇・六・九	寛政一〇・六・七	寛政一〇・六・四	寛政一〇・一・一八 一七九八	寛政九・七・一四	寛政九・七・一二 一七九七	年 代
	藤野・村田・中 村・片林・宮田	久徳村両役人	藤野・村田・宮 田・片木	久徳村庄屋友七 ほか二名	高宮村庄屋次兵 衛ほか七名	久徳村庄屋藤七 ほか三名	高宮村庄屋次兵 衛ほか五名	差出(作成)人
	七ヶ郷連中	奉行	久徳村役人	同右	同右	同右	奉行	請取人

76	75	74	73	72	71	70	69	68
5(12)	5(11)	5(10)	5(9)	5(8)	5(7)	5(6)	5(5)	5(4)
御尋ニ付以上奉申上候(三つの間に対する返答)	乍恐以書付御届奉申上候(昨夜の雨で出水銚子内の粟石流出)	乍恐以口上書奉申上候(番水中には湯袖は切落していない事)	乍恐以書付御届(二百十日も過ぎ、潤もあり番水中止届)	乍恐以書付御願(赤田郷水不足難決につき救助願)	乍恐以書付御願(赤田郷亡消につき赤田川へ養水増加願)	乍恐以書付御願(井堰の見分と、赤田川流水増願)	乍恐以書付御願奉申上候(赤田川流水緊急願)	乍恐以書付御願奉申上候(赤田川の流水増加再度願)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一
寛政二一・八・一七	寛政二一・八・一七	寛政二一・八・一四	寛政二一・八・七	寛政二一・七・二八	寛政二一・七・二四	寛政二一・七・二三	寛政二一・七・二三	寛政二一・七・一二
ほか二名 久徳村庄屋友七	久徳村三役人	同右	ほか二名 久徳村庄屋友七	久徳村庄屋友七 九郎介ほか二名	久徳野田山一円 曾我小林中川原	久徳村庄屋友七 九郎介ほか二名	久徳村庄屋友七 奉行・川方奉行 検見役	同右
代官藤野五兵衛		代官藤野五兵衛	同右	奉行	同右	奉行	奉行	同右

67	66	65	64	63	62	61	60	整理 番号 番号	史料 名(内容)	形態 数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人
5(3)	5(2)	5(1)	1620	1620	1623	1622	1621						
川に流水増加申請)	乍恐以書付御届奉申上候(赤田銚子内粟石流出の届)	乍恐以書付御願奉申上候(井堰底普請について)	指上申御請証文之事(お様の御付を堅く守ること)	乍恐以書付御願奉申上候(赤田井堰一件古格により執行)	乍恐以書付御願奉申上候(赤田に付、役人三人出迎える事)	(当難除普請に対する久徳村の意見書)	(代官所へ出頭通知)						
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一						
寛政二一・七・一一	寛政二一・六・二五	寛政二一・四・二三 一七九九	寛政二一・六・一五	寛政二〇・一・一七	寛政二〇・六・二三	寛政二〇・六・一九	寛政二〇・六・一八 一七九八						
久徳村庄屋友七 九郎介ほか二名 御検見役	ほか二名 久徳村庄屋友七	久徳村	久徳村庄屋ほか 四名高宮村庄 屋ほか四名	高宮村庄屋治平 ほか五名	(代官所)	久徳村	田・宮田ほか一名						
御筋方、御川方	御筋方		奉行	川方奉行	久徳村役人中		久徳村						

93	92	91	90	89	88	87	86	85
18(6)	18(7)	18(5)	5(28)	5(25)	5(24)	5(23)	5(22)	5(21)
御尋ニ付乍恐以書付申上候 (高宮村方の井落し状況に付)	役人から返答書 (高宮村井落し者の申分に付き 方井落しの者の吟味について)	乍恐以書付御届奉申上候(高宮 方井落しの者の吟味について)	昨日大雨にて赤田井増水に付き 番止め	乍恐以書付御届(仰せの通り腹 藏なく水分けをする)	乍恐以書付御届(減水に付両村 出合い水分けをする)	乍恐以書付御届(栗石自然石の 取り払いと湯下掘割の事)	指上申御請証文之事(御申渡書 絵図面通りおうけする事)	乍恐以書付奉願上候 (古米の仕来りにより普請の事)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一
文化一・七・一四	文化一・七・一二	文化一・七・一二 一八二四	文化七・七・一三	文化七・七・一三	文化七・七・一二 一八一〇	文化一・七・一八	文化一・六・二八	文化一・六・二八
久徳村庄屋九郎 介ほか二名	高宮村役人	久徳村庄屋九郎 介ほか一名	庄屋九郎介 横目甚兵衛	高宮村庄屋ほか 一名 久徳村庄 屋ほか一名	久徳村庄屋ほか 一名 高宮村庄 屋ほか一名	久徳村庄屋九郎 介ほか二名	久徳村庄屋ほか 八名 高宮村庄 屋ほか九名	同右
代官所	久徳村役人衆	同右	同右	同右	奉行	同右	奉行 川方奉行	同右

84	83	82	81	80	79	78	77	整理 番号 番号
5(20)	5(19)	5(18)	5(18)	5(17)	5(15)	5(14)	5(13)	整理 番号 番号
乍恐以書付奉願上候 (井堰の普請について)	乍恐以書付御届(井堰の湯袖ま で満水、栗石は水澄み次第報告)	御尋ニ付乍恐以書付奉申上候 (普請の仕方について説明)	乍恐以書付御届(増水状況の見 分により銚子底の普請勘考につ いて)	乍恐以書付御届(今日銚子内の 栗石流出湯袖一杯増水の事)	指上申御請書之事(御様し受領 と困難時の救助願)	乍恐以書付奉願上候(日照に付 き田用水減少赤田井湯堅め願)	乍恐以書付御届奉申上候 (井堅めと番水届)	史料 名(内容)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	形態 数量
文化一・六・二七	文化一・六・二三	文化一・六・二三	文化一・六・一四	文化一・六・一三	文化一・六・八	文化一・六・七	文化一・六・六 一八〇四	年 代
久徳村庄屋九郎 介ほか五名	庄屋九郎介 横目弥兵衛	久徳村庄屋九郎 介ほか六名	同右	久徳村庄屋九郎 介横目弥兵衛	久徳村庄屋九郎 介ほか四名	同右	庄屋九郎介 横目弥兵衛	差出(作成)人
同右	同右	同右	同右	奉行 川方奉行	同右	同右	奉行	請取人

110	109	108	107	106	105	104	103	102
27(13)	27(12)	27(11)	27(10)	27(9)	27(8)	27(7)	27(6)	27(5)
乍恐以書付御答奉申上候 への水分けは先規による事)	乍恐以書付御答奉申上候 村の赤田井堰荒しの様子)	参村慎みの刑を請ける事) 指上申御請書之事(召し出し不 参村慎みの刑を請ける事)	乍恐以書付御答奉申上候 (昨日の召し出し不参の理由)	御尋ニ付乍恐以書付御答奉申上 候(栗石のほかは異状なし)	乍恐以書付御届奉申上候(前文 と同様の事を奉行宛上申)	乍恐以書付御届奉申上候(高宮村 方の者井堰へ押掛け小鏡り合い)	乍恐以書付御届奉申上候(赤田 井減水に付湯袖井堅め実施届)	乍恐以書付御数願奉申上候 (先規に従い水分け実施の事)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一
天保九・閏四・二一	天保九・閏四・二〇	天保九・閏四・二〇	天保九・閏四・二〇	天保九・閏四・一四	天保九・閏四・一四	天保九・閏四・一四	天保九・四・一三 一八三八	天保八・一・二一
久徳村庄屋弥惣八 ・九郎介ほか一名	久徳村善右衛門庄 屋弥惣八ほか一名	庄屋 弥惣八 非番庄屋九郎介	久徳村庄屋弥惣 八ほか一名	同右	同右	同右	同右	久徳村庄屋九郎 介ほか一名
同右	同右	同右	奉行	代官所	奉行	代官	奉行 代官所	奉行

101	100	99	98	97	96	95	94	整理 番号	整理 文書 番号	史料 名(内容)	形態 数量	年 代	差出(作成)人	請取 人
27(4)	27(2)	27(1)	10(2)	10(3)	10(1)	18(8)	25			高宮村方の不法行動につき中止 方願書提出	豎一	文化一一・七・二五 一八一四		
乍恐以書付御願奉申上候(高宮 村役人銚子内立入に付いて)	乍恐以書付御願奉申上候(高宮 村役人の銚子内立入禁止の事)	乍恐以書付御届奉申上候 (湯袖堅め届)	乍恐以書付御届奉申上候(干上 り栗石の分取除く事)	乍恐以書付御願奉申上候(干上 り栗石除去の事・水分けは不可)	乍恐以書付御願奉申上候(高宮 方は水分け希望なるも不可)	高宮方不法に付する処置に付き 申請				高宮方不法に付する処置に付き 申請	状一	文化一一・七・二六 一八二一	久徳村庄屋九郎 介ほか二名	
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一				文政四・七・一八 一八二一	文政四・七・一八 一八二一	久徳村庄屋九郎 介ほか二名	久徳村庄屋九郎 介ほか二名	
天保八・六・二九	天保八・六・二三	天保八・五・一三 一八三七	文政四・七・一九	文政四・七・一八	文政四・七・一八 一八二一	文政四・七・一八 一八二一				同右	同右	同右	同右	同右
同右	久徳村庄屋九郎 介ほか二名	庄屋九郎介 横目次郎右衛門	同右	同右	久徳村庄屋九郎 介ほか二名	久徳村庄屋九郎 介ほか二名				同右	同右	同右	同右	同右
奉行	代官所 奉行	同右	奉行	代官所	奉行 代官所									

127	126	125	124	123	122	121	120	119
2731)	2730)	2729)	2727)	2726)	2725)	2724)	2723)	2722)
乍恐以書付御願奉申上候 (赤田井湯補堅メ御願の事)	乍恐以書付御願奉申上候 (番水と井堅メに付御檢使指向けの事)	乍恐以書付御請奉申上候 (井堅メと水分けについて)	赤田井之義ニ付双方へ口達 (井堅メ、水分けについて)	乍恐以書付御答奉申上候(湯固め延留は新規の仕様でない事)	乍恐以書付御答奉申上候 (水分けについて)	乍恐以書付御届奉申上候(普請の際の梁木取扱いに付いて)	指上申請書之事(村慎にて養生の仰せ難く受ける事)	指上申請書之事(病気の為長曾根小屋から町宿養生の請書)
状一	状一	状一	堅一	状一	状一	状一	状一	状一
天保一〇・六・二七	天保一〇・六・二六	天保一〇・六・一九	天保一〇・六・一九	天保一〇・六・一九	天保一〇・六・一六 一八三九	天保九・五・二四	天保九・五・一一	天保九・五・七
同右	同右	久徳村庄屋ほか三名 高宮村庄屋ほか五名		同右	同右	庄屋九郎介 横目九平	同右	久徳村清介親類庄屋 弥惣八ほか一名
同右	同右	奉行		同右	奉行	代官所	同右	同右

118	117	116	115	114	113	112	111	整理 番号 文書 番号
2721)	2720)	2719)	2718)	2717)	2716)	2715)	2714)	
乍恐以書付御願奉申上候(喜右衛門は極貧の家に付き御赦免を こよう)	乍恐以書付御答(湯袖井堅め以前の建て方と井堅めの仕様)	指上申請書之事(赤田井にて喧嘩につき村慎の刑の請書)	乍恐以書付御答奉申上候(赤田井一三日夜の闘争に付いて)	乍恐以書付御届奉申上候(赤田井にて喧嘩した者について)	乍恐以書付御届奉申上候(赤田井水の湯袖井堅め取り除きの届)	乍恐以書付御答(減水には湯袖井堅め、増水には取り払う事)	乍恐以書付御答奉申上候 (湯堅めの取り払いは不能の事)	史料名(内容)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	形態数量
天保九・五・六	天保九・閏四・二八	天保九・閏四・二八	天保九・閏四・二八	天保九・閏四・二五	天保九・閏四・二四	天保九・閏四・二三	天保九・閏四・二一 一八三八	年 代
久徳村喜右衛門庄屋 弥惣八ほか一名	庄屋弥惣八 横目代九平	同右	久徳村喜右衛門庄屋 弥惣八ほか一名	同右	久徳村庄屋弥惣八 八ほか一名	同右	久徳村庄屋弥惣八 ・九郎介ほか一名	差出(作成)人
同右	同右	奉行				同右	奉行	請取人

整理
番号
文書
番号

135	134	133	132	131	130	129	128	整理 番号 文書 番号
2(1)	27330	27337	27336	27335	27334	27333	27332	史料 名(内容)
乍恐以書付御願奉申上候 (湯堅め願い)	乍恐以書付御届(昨夜の雨で湯 堅め中止の事)	乍恐以書付御届(水分けお願の 処降雨にて中止の事)	乍恐以書付御届奉申上候(今日 の雨で銚子内の栗石流れ出る事)	乍恐以書付御願(減水ニ付兩村 役人立会水分けに付御檢使願い)	乍恐以書付御願奉申上候 (銚子内の菰張について)	乍恐以書付御答(銚子内へ砂入 れず栗石保つため菰入れの事)	乍恐以書付御届奉申上候(赤田 井減水ニ付今日湯堅めの事)	史料 名(内容)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	形態 数量
嘉永六・六・二三 一八五三	天保一〇・七・三	天保一〇・七・三	天保一〇・七・二	天保一〇・七・二	天保一〇・七・二	天保一〇・七・六	天保一〇・六・二八 一八三九	年 代
久徳村庄屋佐平 次横目太平	久徳村庄屋九郎 介横目九平	高宮村庄屋横目 久徳村庄屋横目	庄屋九郎介 横目九平	久徳村庄屋横目 高宮村庄屋横目	願人八兵衛庄屋 久郎介ほか一名	同右	久徳村庄屋ほか 三名高宮村庄 屋ほか五名	差出(作成)人
奉行 代官所	奉行 代官所	同右	同右	奉行 代官所	同右	奉行	代官	請取人

144	143	142	141	140	139	138	137	136
2(10)	2(9)	2(8)	2(7)	2(6)	2(5)	2(4)	2(3)	2(2)
乍恐以書付御託願(小前の者、 水配分につき不作法にお詫)	御尋ニ付乍恐以書付御答(お尋 に即答不能の事について)	乍恐以書付御請奉申上候(下小 屋入りの二人町宿養生の請書)	乍恐書付再応御歎願 (水再配分なきよう再歎願)	乍恐以書付御歎願(文政四年に 水再配分なき事について)	乍恐以書付御答御歎願 (銚子内の栗石除去について)	乍恐以書付再応御歎願	乍恐以書付御歎願 (赤田井堰の改修について)	乍恐以書付御答奉申上候 (偽の答について陳謝)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一
嘉永六・七・二五	嘉永六・七・二四	嘉永六・七・二一	嘉永六・七・二〇	嘉永六・七・一一	嘉永六・七・四	嘉永六・七・三	嘉永六・六・三〇	嘉永六・六・二八
久徳村役人代由右 衛門ほか五ヶ村	一門曾我小林中 川原月之木兩役	久徳村善五郎ほ か二名	同右	久徳村役人代ニ 六ヶ村庄屋横目	久徳村庄屋佐平 次横目太平	久徳村庄屋佐平	はか六ヶ村兩役人	久徳村庄屋横目
安中・青木	同右	奉行 代官所	奉行 代官所	奉行・代官所 月番安井・青木	奉行	同右	奉行 代官所	奉行

161	160	159	158	157	156	155	154	153
2 228	2 227	2 226	2 225	2 224	2 223	2 222	2 221	2 219
乍恐以書付御敷願(度々の井落しのため難渋につき対策願い)	乍恐以書付御敷願(高宮村の井落しについて対策願い)	乍恐以書付御届御願(六日・九日の井落者の名届と吟味願い)	乍恐以書付御敷願(高宮方井内狼藉に付き不参と願通りの留方)	乍恐以書付御敷願(高宮方赤田井へ不参と袖留方について)	御尋ニ付乍恐以書付御答御託奉申上候(城下繰出者の調査)	乍恐以書付御敷願奉申上候(赤田郷糞水入用丈振留許可の事)	乍恐以書付御届(水番について)	指上申御請書之事(村慎みの刑お請の事)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一
嘉永七・六・一二	嘉永七・六・一一	嘉永七・六・九	嘉永七・六・七	嘉永七・五・二〇	嘉永七・五・八	嘉永七・四・三〇 一八五四	嘉永六・一一・七	丑 九・一三 (嘉永六)
同右	同右	久徳村庄屋弥三八 横目太平	久徳村ほか五ヶ村 庄屋横目	久徳村と湯郷窓 代一円村各役人	同右	久徳村ほか五ヶ村 庄屋横目	久徳村庄屋佐平 次横目太平	久徳村左平次
奉行・代官所 月番竹中喜八	同右	代官所	奉行と代官所 月番安中・竹中	奉行 代官所	代官所	奉行 代官所	代官所	奉行

152	151	150	149	148	147	146	145	整理 番号 番号
2 088	2 087	2 086	2 085	2 084	2 083	2 082	2 081	史料 番号
乍恐以書付御請(先規仕法の再吟味に有難く承服の事)	乍恐以書付御託願奉申上候(再水分け当初お請後再考のお託)	指上申御請書之事(重太郎・久太夫の村慎みの刑を御請の事)	御尋ニ付乍恐以書付御答(不法とする高宮方の訴えに返答)	乍恐以書付再庇(湯袖落ち残り土依に付き再庇願)	乍恐以書付御敷願(湯袖の落ち残り土依について)	乍恐以書付御届(降雨のため湯袖湯固め土依四間分の流出届)	乍恐以書付御届(降雨により番引の届)	史料 番号
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	形態 数量
嘉永六・九・一二	丑 九・一二	丑 八・一八 (嘉永六)	嘉永六・八・一四	丑 八・八 (嘉永六)	嘉永六・八・七	嘉永六・八・四	嘉永六・八・三 一八五三	年 代
久徳村役人代惣九 郎ほか湯郷役人	久徳村庄屋佐平次 横目太平ほか六名	久徳村役人代十 左衛門久太夫	久徳村役人代久 太夫ほか四名	久徳村役人代久 太夫ほか四名	久徳庄屋久太夫 ほか三名	久徳村役人代久太 夫・十左衛門ほか	久徳村役人代久 太夫・十左衛門	差出(作成)人
代官所	奉行 代官所	奉行	同右	同右	御兩名	奉行 代官所	御兩名	請 取人

178	177	176	175	174	173	172	171	170
1 (16)	1 (15)	1 (14)	1 (13)	1 (12)	1 (11)	1 (10)	1 (9)	1 (8)
乍恐以書付再応歎願(増水の為高き不明に付き再度御出馬願い)	乍恐以書付御調御願(井堰の自然石破壊者名と処置伺い)	乍恐以書付容鉢奉申上候(当村仁右衛門怪我で言語不明)	乍恐以書付御届(大荒れになった井堰の復旧願い)	乍恐以書付御届(高宮方の引揚げ、井堰底石欠損の事)	乍恐以書付御数願(高宮方井堰閉塞につき上様へ出馬願い)	乍恐以書付御数願(役員不行届と反省し出馬願い)	乍恐以書付御數願(千人二千人と詰掛けにつき出馬願い)	乍恐以書付御届奉申上候(銚子底石の破壊者取り押えの届)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一
安政二・七・一五	卯 七・一三 (安政二)	七・一四 (安政二)	安政二・七・一四	七・一四 (安政二)	七・一三 (安政二)	安政二・七・一三		安政二・七・一三
久徳村庄屋佐平 次横目太兵衛	久徳村庄屋佐平 次湯郷惣代	中河原村両役人	湯郷代中河原村	久徳村庄屋横目 次・横目太平衛	久徳村庄屋横目	湯郷惣代小林村	久徳村庄屋横目	湯郷惣代中河原
御両所 御川除方		御両所		御両所				御両所

169	168	167	166	165	164	163	162	整理 番号 番号 文書 番号
1 (7)	1 (6)	1 (5)	1 (4)	1 (3)	1 (2)	1 (1)	2 (2)	
乍恐以書付容鉢奉申上候(当村仁左衛門高宮方井落にて重症)	乍恐以書付御數願(井堰底岩をノミ支能で破壊に付き出馬申請)	乍恐以書付御届(赤田井堰にて二人の負傷者出来の報告)	乍恐以書付御届(高宮方二〇〇名赤田井破壊に付き引取仰付願)	(代官所より竹中喜八宅へ出頭指紙)	乍恐以書付御答奉申上候(野田山村用水の引水について)	乍恐以書付御届(高宮方井袖四間切り落しに付御吟味下さい)	御尋ニ付乍恐以書付御答(昨日の雨に銚子内の栗石流出の事)	
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	史料 名(内容)
卯 七・一三 (安政二)	安政二・七・一三	七・一三 (安政二)	安政二・七・一三	卯 五・一五 (安政二)	安政二・五・五	安政二・五・四 一八五五	嘉永七・六・一四 一八五四	形態 数量
中川原村庄屋七 郎右衛門・横目	久徳村庄屋横目 湯郷代中川河村	中河原村野田山 村庄屋・横目	久徳村庄屋佐平 次ほか一名	代官所元ノ中	久徳村庄屋佐平 次ほか湯郷惣代	久徳村庄屋佐平 次ほか一名	久徳村庄屋惣惣 八ほか湯郷小林村	年 代
御両所	代官所	御両所(奉行・ 代官)	御両名(奉行・ 代官)	一円村役人中	代官所竹中喜八	奉行 代官所	代官所・竹中喜 八	差出(作成)人 請取人

195	194	193	192	191	190	189	188	187
133	132	131	130	129	128	127	126	125
乍恐以書付御届奉申上候(昨夜二度まで井落しが行われた事)	御尋ニ付乍恐以書付御答(赤田井上筋の自然石欠取など無し)	乍恐以書付御數願奉申上候(文化元年御裁許通りご普請願)	乍恐以書付御數願(種の種落しを控え、普請促進願い)	乍恐以書付御數願奉申上候(井堰の復元と高宮方堰立入禁止)	乍恐以書付御届奉申上候(野田山村赤田郷脱落のこと)	乍恐以書付御數願奉申上候(當年植付までに御普請を執行願い)	乍恐以書付御數願奉申上候(赤田井堰を元の状態に復する事)	御尋ニ付以書付御答申上候(鐘突き、炊出・寄合なき事)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一
(安政三) 五・二六	辰 五・一三 (安政三)	安政三・四・二六	安政三・三・二一		安政三・二・一一	安政三・一・二一 一八五六	卯 七・二六 (安政二)	七・二四 (安政二)
久徳村両役人	久徳村庄屋太兵衛ほか一名	久徳村三役人 湯郷六ヶ村役人	同右	久徳村庄屋太平ほか	久徳村 湯郷一統		久徳村ほか六ヶ村 庄屋・横目	野田山村慈眼寺
代官所	代官所	同右	御兩名		御兩名		奉行 代官所 川除方	寺社奉行

186	185	184	183	182	181	180	179	整理 番号 番号
120	123	122	121	120	119	118	117	整理 番号 番号
御尋ニ付以書付御答(騒動中鐘つきは差留申候)	御尋ニ付以書付御答(騒動中鐘つき候者の名前不明)	御尋ニ付以書付御答(騒動中鐘突きの有無は不明の事)	御尋ニ付乍恐以書付御答奉申上候(七月一三日高宮方井落し)	御尋ニ付乍恐以書付御答(赤田井堰へ高宮方大勢押掛の事)	御尋ニ付乍恐以書付御答(井落しにつき個人別報告書)	乍恐以書付御數願(先規によつて違反のないよう処置願)	乍恐以書付御數願奉申上候(先日の怪我人の状況報告)	史料 名(内容)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	形態 数量
(安政二) 七・二四	(安政二) 七・二三	(安政二) 七・二三	卯 七・二〇 (安政二)		卯 七・一五 (安政二)	安政二・七・一九	七・二〇 (安政二) 一八五五	年 代
西音寺	犬上郡中川原村	犬上郡曾我村開蓮寺	同右	久徳村庄屋横目 組頭惣代二名	久徳村清八ほか五 野田山弥兵衛ほか	久徳村庄屋横目 湯郷惣代一円村	中河原村両役人	差出(作成)人
同右	同右	寺社奉行	同右	同右	御兩名		御両所	請 取 人

212	211	210	209	208	207	206	205	204
150	149	148	147	146	145	144	143	142
御尋ニ付乍恐以書付御答御願 (湯袖古来の逗留許可されたい事)	乍恐以書付御歎願奉申上候(銚子内漏水につき湯袖湯堅めの願)	乍恐以書付御歎願(文化元年御裁許に万端相違なき事)	御尋ニ付乍恐以書付御答(小前の者城下へ繰り出しへの経緯)	乍恐以書付御歎願(文化元年御裁許の通り仰付けられたい事)	御尋ニ付乍恐以書付御答(留方規定通り勳行のこと)	乍恐以書付御届奉申上候(昨夜の雨で銚子内の栗石流出の届)	指上申御請書の事(城下へ進出者が村慎の刑を守るとの請書)	乍恐以書付御届(一円村茂平頭部に三ヶ処怪我の事)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一
辰 六・二九 (安政三)	六・二一 (安政三)	辰 六・一八	安政三・六・一三	安政三・六・一一	六・六 (安政三)	六・七 (安政三)	六・七 (安政三)	六・六 (安政三)
同右	久徳村庄屋太兵衛他湯郷惣役人	同右	同右	赤田七ヶ村両役人	七ヶ村両役人	久徳村両役人	七ヶ村両役人	一円村役人
同右	御兩名	同右	同右	同右	同右	同右	御両所	御両所

203	202	201	200	199	198	197	196	番号整理 番号文書
141	140	139	138	137	136	135	134	
乍恐以書付御託御願(小前の者多人数城下近辺進出について)	乍恐以書付託御願奉申上(銚子内欠落に付き栗石詰手間の事)	乍恐以書付御届御願(高宮方數百人赤田井を囲み我人出来)	乍恐以書付御歎願(一人捕えたが奪回された儀に付馬願い)	乍恐以書付御届(數百人のうち一人捕縛、城下で吟味願い)	乍恐以書付御歎願(赤田井へ高宮方數百人井落しあり出馬願い)	乍恐以書付御届奉申上候(度々の井落しに難渋につき処置願い)	乍恐以書付御歎願奉申上候(井堰の復旧を願い)	史料名(内容)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	形態數量
六・五 (安政三)	六・五 (安政三)	安政三・六・三	六・三 (安政三)	六・三 (安政三)	辰 六・三 (安政三年)	五・二九 (安政三)	安政三・五・二八 一八五六	年 代
久徳村庄屋太兵衛ほか六ヶ村役人	久徳村庄屋太兵衛ほか井郷惣代	同右	久徳村両役人惣代一円村役人	久徳村両役人	湯郷惣代一円村	久徳村庄屋太兵衛ほか一名	赤田郷七ヶ村両役人	差出(作成)人
	御兩名	御筋方安中・代官西村ほか三名	同右	同右	御兩名	代官所	御兩名	請取人

229	228	227	226	225	224	223	222	221
156	155	154	176	175	174	173	172	171
乍恐以書付御歎願奉申上候(夜八ツ時土田村の者多数湯落しの事)	乍恐以書付御届奉申上候(昨夜土田村の者、湯袖井落しの事)	乍恐以書付御届奉申上候(見分の時寄せ置いた石除去の事)	乍恐以書付御歎願(赤田川掘り許可と高宮方を井堰不介入願ひ)	乍恐以書付御歎願(久徳村の番水の保護について)	乍恐以書付御託御歎願奉申上候(七口之洞之口の番水について)	御尋ニ付乍恐以書付御答(出張中砂掛け留方に直した事)	乍恐以書付御届(昨夜の留め方を詫び仰せ渡りにする事)	奉指上御請書之事(井堰の留方不法に付きお詫と屢復元の事)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一
五ツ半時過上ル	八・三朝 六ツ半時上ル	七・二七 (安政三)	安政三・七・二六	七・二五 (安政三)	七・二五 (安政三)	安政三・七・二三 (安政三)	七・二一 (安政三)	七・二〇
湯郷惣代中川原	久徳村庄屋横目 同右	久徳村庄屋横目 衛横目由右衛門	久徳村三役人湯郷六ヶ村両役人	同右	同右	久徳村庄屋太兵衛横目由右衛門	久徳村太兵衛 半右衛門佐平次	久徳村三役人
同右	同右	御兩名		同右	同右	同右	同右	同右

220	219	218	217	216	215	214	213	整理 番号 文書 番号
170	169	168	167	166	165	162	161	
御尋ニ付乍恐以書付御答(昨夜来度々井落し赤田川増水不能)	乍恐以書付再三御歎願(赤田郷九分余破田に付き川渡の許可)	乍恐以書付再応御歎願(漏水留に延張りか川掘普請の許可の事)	御尋ニ付乍恐以書付御答御願(延止めは古記には無き事)	御尋ニ付乍恐以書付御答御請(湯固メ普請許可の事)	乍恐以書付再応御歎願奉申上候(漏水防止延張の許可再度願)	御尋ニ付乍恐以書付御答(文化元年裁許の延留願ひ)	乍恐以書付御答御歎願(湯固めの工事まで延留めの許可願ひ)	史料名(内容)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	形態数量
(安政三)	七・二〇 (安政三)	七・二二 (安政三)	安政三・七・八	安政三・七・五	安政三・七・五		辰 七・一 (安政三) 一八五六	年 代
久徳村庄屋横目 非番庄屋佐平次	同右	久徳村三役人湯郷六ヶ村両役人	久徳村三役人	同右	久徳村三役人湯郷六ヶ村両役人		赤田郷七ヶ村役人	差出(作成)人
同右	御兩名	同右	御兩名	奉行 代官所	奉行・代官所・ 月番安中・西村		御兩名	請取人

242	241	240	239	238
182	181	180	179	178
古来からの裁許の文書にて上申)	赤田井堰よりの上申書(赤田井の計らいか、井郷協議による事)	御請書(満水破番の趣旨について)	御答書(今後は郡役所・警察署立会いのうえ分水を承知する)	赤田井井落仕候ニ付御願(高宮村方より百人井落しに付き派出所願)
状一	状一	状一	状一	状一
明治一二・八・二三	明治一二・八・九	明治一二・八・四	明治一二・八・三	明治一二・七・三一 一八七九
伊三郎ほか三名	久徳村戸長小財 伊三郎	久徳村戸長小財 ほか五ヶ村戸長	久徳村戸長惣代	久徳村戸長横山 太一郎
	滋賀県令 籠手田安定	同右	大上郡長 武田春夫	

237	236	235	234	233	232	231	230	整理 番号 番号	史料 名(内容)	形態 数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人
177	164	163	161	160	159	158	157						
口上ニ面御注進申上候(大勢銃子口の栗石を浚い落とすの事)	乍恐以書付御敷願奉申上候(漏水多きに付き蓮張り許可願書)	乍恐以書付御敷願奉申上候(川堀普請并延張り留めの許可願)	乍恐以書付御届(土田村狼藉後堰留めを仰の様に留め直した事)	乍恐以書付御願(土田村の者湯落しの折水番を打擧救助の事)	乍恐以書付御敷願(土田村の者赤田狼藉、敵重御吟味願い)	乍恐以書付御届御願(土田村の者湯袖三間斗底沾湯落し)	乍恐以書付御敷願(今朝土田村の者早太鼓で多数侵入檢視願い)						
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一						
文久一・六・二三	文久一・六・一六 一八六一	安政四・三・二八 一八五七	八・五 (安政三)	辰 八・五 (安政三)	五ツ半時上ル 八・三夜	七ツ時上ル 八・三	安政三・八・三 九ツ時上ル 一八五六						
久徳村一円村各庄屋横目	久徳村中川原村 小林村各村役人	赤田七ヶ村両役人	久徳村庄屋太兵衛 横目由右衛門	久徳村庄屋横目 湯郷野田山役人	久徳村両役人	久徳村庄屋横目 湯郷中川原村	久徳村庄屋太兵衛 横目由右衛門						
代官所	同右	御両名	同右	御両名	御両名・筋方今村・月番辻岡								